

## 【2 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編】

# 目 次

第1章 総 則 .....	- 1 -
第1節 本市の水害・台風、竜巻等風害・雪害を取り巻く自然的条件 .....	- 1 -
第1 気象の状況 .....	- 1 -
第2 地勢の状況 .....	- 1 -
第3 河川の状況 .....	- 2 -
第4 ダムの状況 .....	- 2 -
第2節 主な水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要 .....	- 2 -
第1 水害・台風、竜巻等風害・雪害の種類と特性等 .....	- 2 -
第2 本市の水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要 .....	- 3 -
第2章 災害予防 .....	- 4 -
第1節 防災意識の高揚 .....	- 4 -
第1 市民の防災意識の高揚 .....	- 4 -
第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育 .....	- 6 -
第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育 .....	- 6 -
第4 職員に対する防災教育 .....	- 6 -
第5 防災に関する調査研究 .....	- 7 -
第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮 .....	- 7 -
第7 言い伝えや教訓の継承 .....	- 7 -
第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化 .....	- 7 -
第1 現状と課題 .....	- 7 -
第2 個人・企業等における対策 .....	- 8 -
第3 自主防災組織の整備 .....	- 9 -
第4 消防団（水防団）の活性化の推進 .....	- 10 -
第5 女性防火クラブの育成・強化 .....	- 11 -
第6 災害関係ボランティアの環境整備 .....	- 11 -
第7 人的ネットワークづくりの推進 .....	- 11 -
第8 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 .....	- 11 -
第3節 防災訓練の実施 .....	- 11 -
第1 現状と課題 .....	- 12 -
第2 総合防災訓練 .....	- 12 -
第3 防災図上総合訓練 .....	- 12 -
第4 非常招集訓練 .....	- 13 -
第5 通信訓練・情報伝達訓練 .....	- 13 -
第6 消防訓練 .....	- 13 -

第7	水防訓練.....	- 13 -
第8	土砂災害・全国防災訓練.....	- 13 -
第9	市民、自主防災組織、事業所等の訓練.....	- 13 -
第4節	避難行動要支援者対策.....	- 13 -
第1	現状と課題.....	- 14 -
第2	地域における安全性の確保.....	- 14 -
第3	社会福祉施設等における安全性の確保.....	- 16 -
第4	災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策.....	- 17 -
第5	外国人に対する対策.....	- 18 -
第5節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備.....	- 18 -
第1	食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備.....	- 18 -
第2	防災用資機材の備蓄.....	- 20 -
第3	物資・資機材等備蓄スペースの確保.....	- 20 -
第4	物資の供給体制及び受入体制の整備.....	- 20 -
第6節	災害に強いまちづくり.....	- 20 -
第1	災害に強い都市整備の計画的な推進.....	- 20 -
第2	災害に強い都市構造の形成.....	- 21 -
第3	災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備.....	- 21 -
第4	火災延焼防止のための緑地整備.....	- 21 -
第5	分散型エネルギーの導入拡大.....	- 21 -
第6	効果的な治水・砂防・治山対策の実施.....	- 22 -
第7節	土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策.....	- 23 -
第1	現状と課題.....	- 23 -
第2	土砂災害防止法に基づく被害防止対策.....	- 23 -
第3	被災宅地危険度判定制度の整備.....	- 24 -
第4	地すべり等の対策.....	- 24 -
第5	山地災害等の対策.....	- 24 -
第6	急傾斜地崩壊対策.....	- 25 -
第7	土石流防止対策.....	- 26 -
第8	道路冠水対策.....	- 26 -
第8節	水防体制の整備.....	- 27 -
第1	水防管理団体の義務.....	- 27 -
第2	水防活動体制の整備.....	- 27 -
第3	洪水予報伝達体制の整備.....	- 28 -
第4	水位情報の通知及び周知を実施する時期.....	- 28 -
第5	洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策.....	- 29 -
第6	洪水浸水想定区域における対策.....	- 29 -
第7	水防警報伝達体制の整備.....	- 30 -
第8	河川管理施設等の水害予防対策.....	- 30 -
第9節	積雪・雪崩・融雪害予防対策.....	- 30 -

第1 豪雪地帯対策基本計画による対策の推進	- 30 -
第2 積雪対策	- 30 -
第10節 農林業関係災害予防対策	- 31 -
第1 農地・農業用施設及び林業用施設対策	- 32 -
第2 農林水産業共同利用施設対策	- 32 -
第11節 警戒情報観測・収集・伝達体制の整備	- 32 -
第1 気象情報等の収集	- 33 -
第2 気象情報等の伝達	- 33 -
第12節 情報・通信システムの整備	- 33 -
第1 現状と課題	- 33 -
第2 通信体制の整備	- 34 -
第3 消防・救急無線施設	- 34 -
第4 携帯電話のメール機能の活用	- 34 -
第13節 避難体制の整備	- 35 -
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	- 35 -
第2 避難に関する知識の周知徹底	- 37 -
第3 避難実施・誘導体制の整備	- 38 -
第4 避難所管理・運営体制の整備	- 39 -
第5 帰宅困難者対策	- 39 -
第6 市外避難者受入対策	- 41 -
第14節 警備活動体制の整備	- 41 -
第15節 消防・救急・救助体制の整備	- 41 -
第1 組織の充実強化	- 41 -
第2 救急・救助用車両、資機材等の整備	- 41 -
第3 地域防災力の向上	- 41 -
第4 医療機関との連携強化	- 41 -
第16節 保健医療体制の整備	- 42 -
第1 保健医療体制の整備	- 42 -
第2 連絡体制等の整備	- 42 -
第3 医療体制の確保	- 42 -
第17節 緊急輸送体制の整備	- 43 -
第1 緊急輸送道路の周知	- 43 -
第2 陸上輸送体制の整備	- 43 -
第3 空中輸送体制の整備	- 44 -
第4 物資集積所の整備等	- 44 -
第5 関係機関との連携による輸送体制の強化	- 44 -
第18節 防災拠点の整備	- 44 -
第1 災害対策活動拠点の種類	- 44 -
第2 災害対策活動拠点の主な設備等	- 45 -
第3 離着陸場の整備	- 45 -

第4 防災機能を有する都市公園の整備.....	- 45 -
第19節 建築物災害予防対策.....	- 46 -
第1 一般建築物に対する予防対策.....	- 46 -
第2 市街地再開発事業等の促進.....	- 46 -
第3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策.....	- 46 -
第4 石綿含有建材使用建築物への予防対策.....	- 47 -
第20節 公共施設等災害予防対策.....	- 47 -
第1 道路施設対策.....	- 47 -
第2 鉄道施設対策.....	- 47 -
第3 ライフライン関係機関の対策.....	- 48 -
第4 廃棄物処理施設.....	- 49 -
第21節 危険物施設等災害予防対策.....	- 49 -
第1 消防法上の危険物.....	- 49 -
第2 火薬類.....	- 50 -
第3 LPガス.....	- 51 -
第4 高圧ガス.....	- 51 -
第5 毒物・劇物.....	- 52 -
第6 放射性物質.....	- 52 -
第22節 鉱山、採石場等災害予防対策.....	- 52 -
第23節 文教施設等災害予防対策.....	- 52 -
第1 公立学校の対策.....	- 53 -
第2 社会教育施設の対策.....	- 55 -
第3 私立学校の対策.....	- 56 -
第4 文化財災害予防対策.....	- 56 -
第24節 航空消防防災体制の整備.....	- 56 -
第1 臨時ヘリポートの整備.....	- 56 -
第2 広域航空消防防災応援体制の整備.....	- 57 -
第25節 防災関係機関相互応援体制の整備.....	- 57 -
第1 市町相互応援体制の整備.....	- 57 -
第2 県内消防相互応援体制の整備.....	- 58 -
第3 消防本部、警察及び自衛隊との連携体制の強化.....	- 58 -
第4 協定先機関等との連携.....	- 58 -
第5 「笠間市・矢板市災害時相互応援協定」の適切な運用.....	- 58 -
第6 「矢板市と矢板市内郵便局との地域における協力に関する協定書」の適切な運用.....	- 58 -
第7 「消防相互応援協定」の適切な運用.....	- 59 -
第8 「災害時におけるゴルフ場施設等の利用に関する協定」の適切な運用.....	- 59 -
第9 その他の協定の締結推進.....	- 59 -
第10 県・警察等との連携体制の強化.....	- 59 -
第26節 孤立集落災害予防対策.....	- 60 -
第1 現状と課題.....	- 60 -

第2	孤立可能性地区の実態把握	- 60 -
第3	未然防止対策の実施	- 60 -
第4	発生時に備えた取組の実施	- 60 -
第27節	災害廃棄物等の処理体制の整備	- 61 -
第1	現状と課題	- 61 -
第2	災害廃棄物等の処理体制の整備	- 61 -
第3章	災害応急対策	- 62 -
第1節	活動体制の確立	- 62 -
第1	市の活動体制	- 62 -
第2	注意体制	- 62 -
第3	災害警戒本部の設置（警戒体制）	- 62 -
第4	災害対策本部の設置（第1非常体制・第2非常体制）	- 63 -
第5	業務継続計画	- 65 -
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	- 65 -
第1	情報収集伝達体制	- 65 -
第2	警戒情報等の伝達	- 66 -
第3	被害状況等の情報収集	- 67 -
第4	被害状況の報告	- 68 -
第5	通信手段の種類	- 68 -
第6	通信施設の利用方法	- 69 -
第7	通信施設の応急復旧	- 70 -
第8	放送要請	- 70 -
第9	市民への伝達手段	- 70 -
第3節	災害拡大防止活動	- 71 -
第1	監視、警戒	- 71 -
第2	浸水被害の拡大防止	- 71 -
第3	土砂災害の拡大防止	- 73 -
第4	風倒木等対策	- 74 -
第5	異常降雪時の対策	- 74 -
第4節	相互応援協力・応援・派遣要請	- 74 -
第1	市町村相互応援協力等	- 74 -
第2	指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん	- 75 -
第3	ライフライン関係機関との連携	- 75 -
第4	自衛隊派遣要請	- 75 -
第5節	災害救助法の適用	- 76 -
第1	災害救助法の適用基準	- 76 -
第2	災害救助法の適用に係る報告	- 77 -
第3	災害救助法に基づく救助の種類	- 77 -
第4	災害救助法に基づく救助の実施	- 78 -
第6節	避難対策	- 79 -

第1	実施体制	- 79 -
第2	高齢者等避難、避難の指示及び警戒区域の設定の内容	- 79 -
第3	避難指示等の周知・誘導	- 80 -
第4	避難所の開設、運営	- 81 -
第5	避難所におけるトイレ対策	- 83 -
第6	要配慮者への生活支援	- 84 -
第7	こころのケア対策	- 84 -
第8	避難所外避難者への支援	- 84 -
第9	市における計画	- 85 -
第10	帰宅困難者対策	- 85 -
第11	市民の広域避難等	- 85 -
第12	市外避難者の受入	- 85 -
第13	被災者台帳の作成	- 86 -
第14	災害救助法による実施基準	- 87 -
第6の2節	広域一時滞在対策	- 87 -
第1	制度概要	- 88 -
第2	県内市町における一時滞在	- 88 -
第3	県外における一時滞在	- 89 -
第4	他都道府県からの協議	- 89 -
第5	広域一時滞在の協議等の代行	- 90 -
第6	費用負担	- 90 -
第7節	災害警備活動	- 91 -
第1	被災地、避難場所等の警戒警備への協力	- 91 -
第2	社会秩序の維持	- 91 -
第8節	救急・救助活動	- 91 -
第1	地域住民及び自主防災組織の活動	- 91 -
第2	市及び消防機関の活動	- 91 -
第3	県消防防災ヘリコプター等の運用	- 92 -
第4	消防相互応援等	- 93 -
第5	警察の活動	- 94 -
第6	自衛隊の活動	- 94 -
第7	各機関との連携	- 94 -
第8	災害救助法による実施基準	- 94 -
第9節	医療救護活動	- 95 -
第1	市の実施体制	- 95 -
第2	県の実施体制	- 95 -
第3	救護所の設置	- 96 -
第4	医療施設の応急復旧	- 96 -
第5	災害救助法による実施基準	- 96 -
第10節	緊急輸送活動	- 97 -

第1	実施体制	- 97 -
第2	輸送の対象	- 97 -
第3	輸送手段の確保	- 97 -
第4	輸送体制の確保	- 98 -
第5	災害救助法による輸送基準	- 99 -
第1 1 節	食料、飲料水、生活必需品等の調達、供給活動	- 99 -
第1	基本方針	- 99 -
第2	給食	- 99 -
第3	給水	- 101 -
第4	生活必需品等の供給	- 102 -
第1 2 節	農林水産業関係対策	- 103 -
第1	農作物・林産物・水産物等の応急対策	- 103 -
第2	農地・農業用施設等の応急対策	- 104 -
第1 3 節	保健衛生活動	- 105 -
第1	保健衛生対策	- 105 -
第2	遺体取扱対策	- 106 -
第3	動物取扱対策	- 109 -
第1 4 節	障害物等除去活動	- 110 -
第1	住居内障害物の除去	- 110 -
第2	河川の障害物の除去	- 110 -
第3	道路の障害物の除去	- 111 -
第4	放置車両等の移動	- 111 -
第5	障害物集積所の確保	- 111 -
第6	除雪活動	- 112 -
第1 5 節	廃棄物処理活動	- 112 -
第1	ごみ処理	- 112 -
第2	がれき処理	- 113 -
第3	し尿処理	- 113 -
第4	廃棄物処理の特例	- 114 -
第1 6 節	文教施設等応急対策	- 114 -
第1	応急措置	- 115 -
第2	応急時の教育の実施	- 115 -
第3	防災拠点としての役割	- 115 -
第4	学用品の調達・給与	- 116 -
第5	文化財の保護	- 116 -
第6	文化施設における応急対策	- 117 -
第7	社会教育施設における応急対策	- 117 -
第1 7 節	住宅応急対策	- 117 -
第1	実施体制	- 117 -
第2	公営住宅等の一時供給	- 117 -



第3	応急仮設住宅の供給	- 118 -
第4	被災住宅の応急修理	- 118 -
第5	民間賃貸住宅に関する情報の提供	- 119 -
第18節	労務供給対策	- 119 -
第1	労務供給計画	- 119 -
第2	災害救助法を適用した場合の要員の確保	- 120 -
第19節	公共施設等応急対策	- 120 -
第1	輸送関係施設の対策	- 120 -
第2	ライフライン関係施設の対策	- 121 -
第3	河川管理施設等の対策	- 124 -
第20節	危険物施設等応急対策	- 125 -
第1	災害の拡大防止活動	- 125 -
第2	危険物等の大量流出に対する応急措置	- 125 -
第3	避難対策	- 125 -
第4	石油類等	- 125 -
第5	火薬類	- 126 -
第6	L P ガス・高圧ガス	- 126 -
第7	毒物・劇物	- 127 -
第21節	広報活動	- 127 -
第1	広報活動内容	- 127 -
第2	市の広報活動	- 128 -
第3	市民に対する広報活動	- 130 -
第4	その他の関係機関の広報活動	- 130 -
第22節	自発的支援の受入	- 130 -
第1	ボランティアの受入・活動支援	- 130 -
第2	義援物資・義援金の受入・配分	- 131 -
第23節	孤立集落応急対策	- 132 -
第1	孤立実態の把握	- 132 -
第2	救出・救助活動の実施	- 132 -
第3	通信体制の確保	- 132 -
第4	食料等生活必需物資の輸送	- 132 -
第5	道路の応急復旧	- 132 -
第4章	災害復旧・復興	- 133 -
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	- 133 -
第1	基本的方向の決定	- 133 -
第2	迅速な原状復旧	- 133 -
第3	計画的復興の推進	- 133 -
第2節	民生の安定化対策	- 135 -
第1	被災者のための相談、支援	- 135 -
第2	り災証明書の発行	- 135 -

第3	租税の減免等の措置	- 135 -
第4	農作物等災害助成	- 136 -
第5	被災者生活再建支援制度	- 136 -
第6	栃木県被災者生活再建支援制度	- 137 -
第7	融資・貸付・その他資金等の支援	- 138 -
第8	被災者への制度の周知	- 138 -
第3節	公共施設等災害復旧対策	- 138 -
第1	災害復旧事業の種別	- 138 -
第2	災害復旧事業実施方針	- 138 -
第3	災害復旧事業事務手続	- 138 -
第4	激甚災害の指定に関する計画	- 139 -

# 第1章 総 則

## 第1節 本市の水害・台風、竜巻等風害・雪害を取り巻く自然的条件

気象状況、地勢、河川の状況等水害・台風、竜巻等風害、雪害対策面からみた本市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

### 第1 気象の状況

本市の標高は、市役所付近が概ね海拔200mで、北部には高原山系、西には男体山があり、風向きは主に夏期は南、冬期は北西の「高原おろし」のからっ風の影響を受けている。

〈資料編 P6 気象（平均気温・年間降水量）〉

### 第2 地勢の状況

#### 1 本市の地形の概要

本市は、高原山麓一帯の肥沃な地域であり、面積は170.46km<sup>2</sup>で、東西約11.6km、南北約24.2kmのほぼ長方形をなし、中央部は海拔約200m（市役所位置）で、最も高い所は北西部にそびえる剣ヶ峰の海拔1,590m、最も低い所は南端部の乙畑地内の海拔160mである。

北部山岳地帯は、日光国立公園の一部である高原連峰で、林産資源に富み、各所に鉱泉が湧出し、八方ヶ原の春はレンゲツツジ、夏はハイキング、秋は溪谷の紅葉等自然の美に恵まれている。この山系に源を発する大小の河川は南下して、北東に箒川、中央部に内川、中川、宮川、南端に荒川の清流となり、沿岸は農産物に富み、人口の密集地となっている。

#### 2 災害危険箇所の状況

本市における山地災害危険地区、急傾斜地、土石流、地すべりの土砂災害警戒区域については、市内各地に点在し、主に山間部に分布している。

##### (1) 国所管の山地災害危険地区の状況

山地災害危険地区数	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
	5	3	0

##### (2) 県（環境森林部）所管の山地災害危険地区の状況

山地災害危険地区数	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
	94	70	24

##### (3) 県（県土整備部）所管の土砂災害警戒区域の指定

土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	計
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
うち土砂災	うち土砂災	うち土砂災害	うち土砂災

	害特別警戒 区域		害特別警戒 区域		特別警戒区域		害特別警戒 区域
25	21	99	98	3	0	126	118

- <資料編 P 2 9 災害危険箇所（総括）一覧表>
- <資料編 P 2 9 土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表>
- <資料編 P 3 0 山地災害危険地区一覧表>
- <資料編 P 3 3 土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表>
- <資料編 P 3 6 土砂災害警戒区域（土石流）一覧表>

### 第3 河川の状況

#### 1 本市の河川の概要

市には、那珂川水系の一級河川13河川と準用河川2河川があり、西部には、高原山を水源とする、内川、中川、宮川、築目川、市内中心には、準用河川塚原川、新堀川、東部には箒川、南部には荒川が流れている。沢・豊田の一部が箒川の洪水浸水想定区域、東泉・下太田・荒井・上町・本町・鹿島町・富田・木幡・川崎反町・境林・片岡・安沢の一部が内川の洪水浸水想定区域、大槻の一部が鬼怒川の洪水浸水想定区域になっている。

#### 2 重要水防箇所指定の状況

本市の県管理の河川における重要水防箇所については、令和2年5月現在下表のとおり指定している。

県の管理区間		
重要度 (A)	重要度 (B)	計
5箇所 809m	1箇所 50m	6箇所 859m

- <資料編 P 2 8 重要水防箇所一覧表>

### 第4 ダムの状況

市には、那珂川水系の一級河川の宮川に寺山ダムが、一級河川の築目川に塩田ダムがある。

また、一級河川の箒川には、那須塩原市に塩原ダムが、一級河川の荒川には、塩谷町に東荒川ダム・西荒川ダムがある。山田・土屋・沢・豊田の一部が塩原ダムのダム下流河川の浸水想定図の浸水範囲、長井・幸岡・上町・本町・鹿島町・富田・木幡・川崎反町・境林・片岡の一部が寺山ダムのダム下流河川の浸水想定範囲、大槻・乙畑の一部が東荒川ダム・西荒川ダムのダム下流河川の浸水想定図の浸水範囲になっている。

## 第2節 主な水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要

水害・台風、竜巻等風害・雪害の種類と特性及び実際に本市に被害を及ぼした主な水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

### 第1 水害・台風、竜巻等風害・雪害の種類と特性等

風、雨、雪等をもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、風害、

雪害に分け、それぞれについて発生状況、主な原因等を上げると概ね下表のとおりとなる。

災害の種類		発生状況等	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越えあふれだしたり(溢水)、堤防が切れたり(破堤)して浸水する。	・台風による大雨 ・狭い地域に集中して降る大雨
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本河川等へ排水ができないため堤内地が浸水する。	・気温上昇や降雨による融雪 ・地震
土砂災害	山崩れ 崖崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切土斜面から突然崩壊する。	・梅雨期や台風に伴う大雨 ・地震
	地すべり	比較的穏やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	・梅雨期や台風に伴う大雨 ・気温上昇や降雨による融雪
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が大雨による水と一緒に流れ出して発生する。	・梅雨期や台風に伴う大雨
風害	共通	強い風の影響による飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊	
	暴風 強風	風の原因である熱帯低気圧の移動に伴い、広域(数百～数千km)に及ぶ。フェーン現象による火災延焼が発生することがある。	・台風(最大風速が約17m/s(34ノット)以上の熱帯低気圧)等強い低気圧の通過
	突風	<p>風の影響は局所的な範囲(数十m～数十km)に留まり、発生時間も数分から数十分と短い。前兆として黒く厚い雲、雷、強い雨を伴い、ひょうが降ることがある。</p> <p>粉塵が舞い上がる程度で、被害発生には至らない場合がほとんどであるが、稀にテントの飛散やビニールハウスの損壊等の軽微な被害を及ぼすことがある。</p>	<p>竜巻、ダウンバースト、ガストフロント(寒気の流入等によって生じる積乱雲に伴い発生)</p> <p>・じん旋風(主に晴天時に地表付近で温められた空気の上昇により発生)</p>
雪害	雪崩	山の斜面の積雪の一部が崩壊して発生する。	・多量の新雪 ・気温急上昇、大雨
	積雪害	多量の積雪による鉄道・道路の不通等の交通途絶により孤立集落が発生する。	・長期間の降雪 ・多量の降雪
	雪圧害	雪の重さや積雪層が沈降するときの力によって建物や樹木が倒壊する。	・長期間の降雪 ・多量の降雪
	融雪害	雪解けが原因となり、洪水害、土砂災害が発生する。	・気温急上昇、大雨

[参考資料：防災白書(内閣府編)、地域防災データ総覧(消防科学総合センター編)等]

## 第2 本市の水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要

過去に発生した災害の状況は、次のとおりである。

<資料編 P19 過去の災害の状況>

# 第2章 災害予防

## 第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、乳幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

### 第1 市民の防災意識の高揚

#### 1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

平常時には、県、市、自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、風水害の原因となる気象現象について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市及び自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命(いのち)・身体(み)を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

【生命・身体を守る方法】：内閣府(防災担当)

「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」から

#### (共通)

- ◆ラジオやテレビの気象情報に注意する。
- ◆インターネットや携帯電話等から気象情報を入手する方法を知っておく。
- ◆停電に備えて、懐中電灯を用意する。
- ◆非常時の持ち出し用の荷物を用意し、点検しておく。
- ◆日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

#### (水害)

- ◆河川や用水路、田んぼや低地などを見に行くなどの外出を控える。
- ◆地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われている都市部で短時間の大雨が発生したときは、地下街や地下室等の水没に注意する。

#### (土砂災害)

◆次のような土砂災害の前触れが発生したときは、すぐに周りの人たちと安全な場所に避難し、市役所や消防署、警察署等に通報する。

- ・川の流れが濁り、流木が混ざり始める。【土石流】
- ・雨は降り続けているのに川の水位が下がる。【土石流】
- ・山鳴りがする。【土石流】
- ・沢や井戸の水が濁る。【地すべり】

- ・斜面から水が噴き出す。【地すべり】
- ・崖から小石がパラパラと落ちてくる。【崖崩れ】
- ・崖から水がわき出ている。【崖崩れ】
- ・崖に割れ目が見える。【崖崩れ】

### (竜巻等の突風)

◆次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨やひょうが降り出す。

◆屋内では次のような行動をとる。

- ・雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉める。
- ・窓から離れる。ガラス窓の周辺は大変危険。
- ・1階の窓のない部屋の中央に移動する。
- ・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

◆屋内に避難できないときは、次のような行動をとる。

- ・頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ・物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- ・身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

## 2 防災知識の普及啓発推進

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

### (1) 普及啓発活動

#### ア 主な普及啓発活動

- ・防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施
- ・電話帳(防災タウンページ・NTTハローページ)における避難場所等防災知識の普及
- ・ホームページやメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(市公式X(旧ツイッター)、LINE等)による防災情報の提供
- ・防災訓練の実施
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

#### イ 県消防防災総合センター(栃木県防災館)の活用

県で設置した「県消防防災総合センター(栃木県防災館)」を利用し、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の現地訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

#### ウ 消防団員(水防団員)等による防災普及啓発活動の促進

市及び消防本部は、消防団員(水防団員)等による地域の巡回指導を促進する

とともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、食料・飲料水の備蓄、風水害等発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

#### エ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたっては、市は、インターネット等の情報通信技術（ICT）を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。

また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

#### (2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)
- ・水防月間(5月1日～5月31日)
- ・山地災害防止キャンペーン(5月20日～6月30日)
- ・がけ崩れ防災週間(6月1日～6月7日)
- ・土砂災害防止月間(6月1日～6月30日)
- ・防災週間(8月30日～9月5日)
- ・雪崩防災週間(12月1日～12月7日)
- ・とちぎ防災の日(3月11日)

#### (3) 避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及啓発を実施する際は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に十分に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

校長等は、本章第23節第1の3記載のとおり、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

## 第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安全管理施設
- ・病院、社会福祉施設
- ・ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

## 第4 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

- ・気象予警報、洪水や土砂災害、竜巻等突風或いは、災害危険箇所等災害に関する知



識

- ・災害に対する予防、応急対策に関する知識
- ・災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
- ・防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- ・その他災害対策上必要な事項

## 第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図り、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

## 第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 第7 言い伝えや教訓の継承

市及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等と、東日本大震災における経験も併せ、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

# 第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

災害発生時に対応できる体制を整えるため、自助・互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

## 第1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民同士で困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、それらの現状は次のとおりである。

### 1 自主防災組織

本市では、近年自主防災組織の結成が進んできているが、組織率は令和3年度時点で66%（65行政区中43行政区）と低く、市としては今後、積極的に組織の結成を推進していく必要がある。

また、既に結成されている自主防災組織には常に活性化に努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける必要がある。

〈資料編 P26 自主防災組織一覧〉

### 2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数は年々減少しており、更に将来的には団員の高齢化の進行が予想されている。今後の団員の確保と活性化が課題となっており、機能別団員制度等を活用し、団員の確保に努める。

〈資料編 P 2 7 矢板市消防団組織図〉

### 3 ボランティア団体等

市内には、困ったときに共に助け合う「共助」の精神に基づき、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細やかな支援が期待できるボランティア団体等が数多く存在するが、被災者のニーズとボランティア等の活動をスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

## 第2 個人・企業等における対策

### 1 市民個人の対策

市民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、本章第1節第1のとおり、市民に対する防災意識の高揚を図る。

市民が行う主な災害対策

- (1) 防災に関する知識の取得
  - ・天気予報や気象情報、地震に関する知識
  - ・気象警報・注意報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
  - ・過去に発生した災害の状況
  - ・ハザードマップ等による近隣の災害危険箇所の把握
  - ・災害時にとるべき生命(いのち)・身体(み)を守るための行動(初期消火、避難指示等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等)等
  - ・土砂災害警戒情報、緊急地震速報等
- (2) 家族防災会議の開催
  - ・避難場所・経路の確認
  - ・非常持出品、備蓄品の選定
  - ・家族の安否確認方法(N T Tや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等)
  - ・災害時の役割分担(非常持出品の搬出、乳幼児や高齢者に対する責任等)等
- (3) 非常用品等の準備、点検
  - ・飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
  - ・飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
  - ・土のう、スコップ、大工道具、発電機(蓄電機能を有する車両を含む)等資機材の整備・点検
- (4) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検
- (5) 応急救護方法の習得(心肺蘇生法、止血法、自動体外式除細動器(A E D)の使用方法等)
- (6) 市、県又は地域(行政区、自主防災組織等)で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

- (7) 地域(行政区、自主防災組織等)が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等  
〈資料編 P 2 1 個人の防災心得〉

## 2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割(従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生)を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)\*を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。

また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

県および市は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価により企業防災力の促進策を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行う。

### ※事業継続計画

事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

## 第3 自主防災組織の整備

### 1 自主防災組織の役割

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、自発的な防災組織(以下、「自主防災組織」という。)を組織し、平常時から地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連携して活動を行う。

### 2 自主防災組織の対策

#### (1) 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、がけ崩れ等危険地域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

#### (2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、消火、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用法の習熟に努める。

#### (3) 防災知識の技術習得

市及び県が実施する研修会・講演会の参加や、消防本部等が実施する救命講習等

の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の避難行動要支援者の把握

市、消防機関（消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

### 3 自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の促進

市は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の行政区等を積極的に活用し、結成推進及び育成を図る。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時に行う防災活動は楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

ア 自主防災組織への資機材の整備支援

イ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

ウ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

エ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

オ 広報活動（市民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

(2) 商工会等の地域団体の活用

市は、行政区等の他、商工会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

## 第4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時においては水防、消火、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、市は、県とともに、次の事業を実施し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

### 1 県の事業

- ・市が行う消防団活性化事業に対する助成
- ・女性団員の加入促進事業に対する助成、女性の加入促進、機能別団員・機能別分団制度の導入
- ・団活動に協力的な事業所に対する感謝状、記念品の贈呈
- ・団活性化の広報事業等

### 2 本市の事業

- ・団活性化総合計画の策定
- ・団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・団員に対する各種教育訓練の実施
- ・地域住民に対する団活動や加入促進の広報等

## 第5 女性防火クラブの育成・強化

市及び消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

## 第6 災害関係ボランティアの環境整備

市及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

### 1 ボランティアの育成、環境整備

市及び市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施
- ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施
- ・ボランティア団体の育成・支援
- ・災害救援ボランティア活動マニュアルの策定

### 2 行政とボランティア団体との連携

市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、市社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

## 第7 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

## 第8 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として矢板市防災会議に提案することができる。

市は、矢板市防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、矢板市地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

## 第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

## 第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や市民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、応急対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

市は、これらの様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備する必要がある、これらを踏まえた上で、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。

また、訓練を実施する際、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

なお、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る。

## 第2 総合防災訓練

市は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。

また、市は、災害時の応急対策活動に果たす市民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止し、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

- ア 職員の動員、災害対策本部設置訓練
- イ 情報収集・伝達訓練(通信訓練)、広報訓練
- ウ 水防訓練
- エ 土砂災害に係る避難訓練
- オ 救出・救助訓練
- カ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- キ 防災関係機関の連携による応急救護、応急医療訓練
- ク ヘリコプターを活用した訓練(航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練)
- ケ ライフライン応急復旧訓練
- コ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- サ 救援物資・緊急物資輸送訓練
- シ 広域応援訓練
- ス 避難行動要支援者避難支援訓練
- セ 消火訓練

## 第3 防災図上総合訓練

市及び防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、市と県等が相互に協力し大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、市と県との情報収集及び伝達、連絡連携体制の充実が肝要であることから、実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施するなど、更に実践的な訓練の実施に努める。なお、訓練の実施にあたっては、訓練実施地のハザードマップやより実際的な被害想定等を考慮し、より実践的な内容となるよう努める。

#### **第4 非常招集訓練**

市は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

#### **第5 通信訓練・情報伝達訓練**

市及び防災関係機関は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施する。

#### **第6 消防訓練**

市及び消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

#### **第7 水防訓練**

水防管理団体(市)は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団(消防団)の参加を得た水防訓練を毎年度実施する。

#### **第8 土砂災害・全国防災訓練**

市は、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による住民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と市民の防災意識の高揚を図る

#### **第9 市民、自主防災組織、事業所等の訓練**

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加する訓練の実施などを通して、地域住民が主体となった自助・互助・共助による活動の充実に努める。

- ア 情報伝達訓練
- イ 避難訓練、避難誘導訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難行動要支援者避難支援訓練等
- オ 初期消火訓練

### **第4節 避難行動要支援者対策**

市は、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

## 第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険による要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

## 第2 地域における安全性の確保

高齢者や障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者に対する安全確保を図るため、平成25（2013）年6月の災害対策基本法の改正により、市は名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供することとなった。

このため、市は、避難行動要支援者対応マニュアルを改定し、行政区や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

### 1 本市における計画

市は、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、矢板市地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、下位計画として全体計画を策定する。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難するために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
- (8) その他必要事項

### 2 避難行動要支援者名簿の整備

#### (1) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、庁内の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者と定義し、次に掲げる者とする。

- ア 介護保険における要介護判定で要介護3以上の者
- イ 身体障害者者手帳1・2級所持者
- ウ 療育手帳A1・A2・A所持者



- エ 精神保健福祉手帳 1 級所持者
- オ その他市長が認める者
- (3) 避難行動要支援者名簿の作成  
市は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。
- (4) 避難行動要支援者名簿の更新  
避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。
- (5) 避難行動要支援者名簿の管理  
市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

### 3 地域支援体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、市は、自主防災組織、行政区、消防団、民生委員・児童委員、消防署、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

#### (1) 関係機関による名簿情報の共有

市は、消防機関、警察、行政区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有にあたっては、平常時から名簿情報を外部提供することについて、名簿掲載者から同意を得るか、または、市の条例にあらかじめ定めるものとする。関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

#### (2) 名簿情報の活用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。平常時からの情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者やその他の者に名簿情報を提供することができる。

この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

#### (3) 避難支援の具体化

市は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法を個別計画として定める。

#### (4) 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から市民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう相談窓

口を設置する。

#### (5) 防災設備等の整備

市は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報装置及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置の推進に努める。

#### (6) 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において避難支援等関係者は、自身と周囲の安全確保を最優先する。避難行動要支援者は、避難支援等関係者が支援できない可能性があることを十分理解し、平常時から災害発生に備えておくことが望ましい。

#### (7) 乳幼児対策

市は、幼稚園・保育所等の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

#### (8) 防災知識の普及・啓発

市は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

### 第3 社会福祉施設等における安全性の確保

#### 1 施設の整備

##### (1) 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

##### (2) 民間社会福祉施設の整備

市は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努めるよう指導を行う。

また、施設内部や周辺のバリアフリー化及び非常用通報装置の設置についても指導を行う。

さらに、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

#### 2 非常災害に関する計画の作成

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者にも周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

#### 3 緊急連絡体制の確保

市は、社会福祉施設に市防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

#### 4 社会福祉施設機能の弾力的運用

市は、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

#### 5 夜間体制の充実

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。

特に、特別養護老人ホーム、障害者支援施設については、管理宿直員を配置するよう指導する。

#### 6 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域等の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

市は県と連携・協力して、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

（要配慮者利用施設）

児童福祉施設、老人福祉関連施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、医療提供施設、保育所（園）、幼稚園、その他

<資料編 P 5 6 土砂災害警戒区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表>

<資料編 P 5 6 洪水浸水想定区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表>

#### 7 防災教育・訓練の充実

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

<資料編 P 2 7 市内社会福祉施設一覧>

### 第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

#### 1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市は、県と連携・協力し、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園

等) について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

## 2 一時避難のための配慮

市は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、浸水想定区域内の自ら設置又は管理する公共的施設(避難場所となる施設等)について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

## 第5 外国人に対する対策

### 1 外国人への防災知識の普及

市は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、市は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化(平成28年3月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格(以下「JIS」という。)において、制定・改正され、公布されたピクトグラム)の共通化に努める。

〈資料編 P57 避難場所ピクトグラム〉

### 2 地域等における安全性の確保

外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、市は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

### 3 災害時外国人サポーターの確保

市は、災害時に外国人に対し、適切な情報提供及び適切な支援を行うため、県とともに通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

### 4 災害時における外国人支援体制の整備

市は、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

## 第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

### 第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

#### 1 市民の備蓄推進

市民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、本章第2節第2の1のとおり、自らの身は自ら守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品の他、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

## 2 市の備蓄推進

市は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、これまでの被害履歴及び地理的条件など地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期するよう努める。

## 3 備蓄体制の整備

市は、食料及び生活必需品の現物備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、要配慮者にも配慮した品目選定を行う。

本市の主な備蓄品の目標数量及び備蓄数量は次のとおりである。

<資料編 P 2 8 主な備蓄品の目標数量及び備蓄数量>

## 4 調達体制の整備

市は、要配慮者や女性、乳幼児、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、東日本大震災における経験を踏まえ、関係機関や事業者と協定を締結し、次のような品目について調達体制を整備する。なお、市内のどの地域においても速やかに物資を供給できるよう、市内外にある機関、事業者（大規模小売店等）からの調達体制の整備に努める。

### ア 調達品目

種 目	品 目
飲 食 料	米穀、乾パン、レトルト食品、梅干、漬物、野菜牛乳、食肉製品、飲料水等
生活必需品	肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品、マスク、消毒液、ハンドソープ等
光熱材料	ガソリン、重油、灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭等
要配慮者用品目	特別用途食品、粉ミルク、ミルク、ほ乳ビン、紙おむつ等

### ※特別用途食品

難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。例えば、乳児のための粉ミルク・ミルクやアレルギー除去食品など様々なものがあり、国の標示許可或いは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

### イ 平常時における在庫品目、数量の把握等

本市は、平常時における在庫数量又は流通量について定期的な把握を行い、災害時の物資調達量の目安としておく。

また、物資調達時の具体的な方法や体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連絡体制の強化を図る。

### ウ 企業、事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

## 第2 防災用資機材の備蓄

市は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

なお、市単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。備蓄対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

## 第3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

## 第4 物資の供給体制及び受入体制の整備

市は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

# 第6節 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを行うため、市は、県等の関係機関とともに、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

## 第1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

### 1 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市は、災害発生時における市民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

### 2 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

立地適正化計画は、人口減少や超高齢化社会が進む中であっても、子供から高齢者まで安心して便利に暮らせる魅力あるまちとして持続的に発展していくため、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導によるコンパクトなまちづくりを推進するための計画である。

よって、東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、市の都市計画マスタープランや立地適正化計画の推進と防災指針の検討を行うとともに、これらの市マスタープラン等や県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、市は、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

## 第2 災害に強い都市構造の形成

### 1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である、市街地再開発事業等の面的整備事業の推進が必要である。

### 2 防災機能を有する施設の整備

県、市町村等の関係機関は相互連携により、市街地再開発事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策により発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

なお、施設については、本章第19節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

### 3 火災に強い都市構造の形成

市は、県等関係機関と連携して建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

### 4 要配慮者に配慮した施設の整備

本章第4節第3の1のとおり整備を推進する。

## 第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

### 1 公園の整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、離着陸場、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

### 2 その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

## 第4 火災延焼防止のための緑地整備

市は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

## 第5 分散型エネルギーの導入拡大

市は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション、蓄電池等の導入拡大による電力自給率の向上を図り災害に強い地域づくりを推進する。

## 第6 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

### 1 治水対策

#### (1) 河川の現況

本市には、那珂川水系の一級河川13河川と準用河川2河川（塚原川、新堀川）がある。

#### (2) 河川の整備

那珂川水系の一級河川の整備については、県事業により、準用河川の整備については、本市の事業として改修を進める。

#### (3) ダムの管理

本市上流域には洪水調節等を目的とした多目的ダムがあり、管理する県は適切な時期に点検を行うなど効率的な維持・修繕を行う。

### 2 砂防対策

#### (1) 砂防の現況

本市は、北部高原山に源を発する数多くの溪流を有している。流域の地質はぜい弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質を具備しているため、一度山地荒廃の原因となる豪雨、台風、地震等に見舞われると山腹、溪岸は崩壊を起こし多量の土砂を下流に流送することとなる。生産された土砂は、溪口部を脱すると扇状地を形成し、上流から年々多量に流送されてくる土砂は、河床を上昇させ洪水流の疎通を妨げ、河積の断面積不足による破堤の原因となり、扇状地上に生活を営む市民を脅かしている。また、最近では、平坦地や丘陵地でも都市化や各種開発に伴い土砂災害の危険性が高くなっている。

#### (2) 砂防対策

県は、治水上有害となる土砂流出を防止し、下流河道に対する流送土砂を軽減することを目的として、次の箇所重点をおいて事業の実施を図る。

ア 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある箇所

イ 土砂災害警戒区域内に避難場所がある箇所

ウ 土砂災害警戒区域内に公共的建物（官公署や教育施設等）がある箇所

エ 土砂災害特別警戒区域内に保全対象人家5戸以上がある箇所

オ 近年の豪雨等により土砂流出等の被害があり、緊急的に対策が必要になった箇所

### 3 治山対策

#### (1) 治山の現況

本市の北部に位置する高原山は、地形が急峻で火山性の地質が大部分であるため、崩壊しやすい箇所が多く点在している。これらの荒廃地、山地災害危険地区から生産される土砂は、降雨の都度流出し、下流地帯の洪水氾濫の原因となり、農地、宅地、公共施設等の多大の被害を及ぼしている。

#### (2) 予防対策

県事業により、えん堤、谷止、床固等の溪間工事を基礎として、山腹崩荒廃地の復旧、緑化工事を実施するとともに、崩壊発生の危険がある箇所に対しては、谷止、土留等の基礎工事を実施して、崩壊の発生を防止するための工事の実施に努めている。



## 第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害からまちを保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、災害危険箇所・区域を設定し、計画的な予防対策を実施する。

### 第1 現状と課題

土砂災害・山地災害(がけ崩れ、地すべり、土石流、山崩れ)については、毎年のように全国各地で発生しており、近年、地球規模での気候変化や局地的豪雨の多発により、その発生する頻度や規模が増大しており、尊い人命が失われている。このような状況を踏まえ、土砂災害・山地災害の対策として、関係法令等に基づき、砂防・治山事業等によるハード面の整備と警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

### 第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害(がけ崩れ・地すべり・土石流)から市民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(土砂災害防止法)に基づき、市は県と連携して次の対策を実施する。

#### 1 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 市は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」(以下、「警戒区域」という。)として指定するにあたり、県に対して協力を行う。
- (2) 市は、警戒区域の指定があった場合、矢板市地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項を定める。
  - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
  - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
  - エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制(土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達)に関する事項
  - オ 救助に関する事項
  - カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項**<資料編 P62 避難指示等の発令基準>**
- (3) 市は、土砂災害等に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設等に配布する。
- (4) 市は、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。

なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

## 2 土砂災害特別警戒区域の指定

市は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が「土砂災害特別警戒区域」として指定するにあたり、県に対して協力する。

〈資料編 P 2 9 土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表〉

〈資料編 P 3 0 山地災害危険地区一覧表〉

〈資料編 P 3 3 土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表〉

〈資料編 P 3 6 土砂災害警戒区域（土石流）一覧表〉

## 第3 被災宅地危険度判定制度の整備

豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、市は、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

### 1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市は、矢板市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき実施体制の整備を図る。

### 2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

〈資料編 P 1 1 7 矢板市被災宅地危険度判定実施要綱〉

## 第4 地すべり等の対策

### 1 市民への周知

市は、県から土砂災害警戒区域（地すべり）に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域（地すべり）の周知を行う。

また、市及び県は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報をするよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・湧水や地下水の濁り、増加、変動等
- ・地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湧水や湿地の発生等
- ・擁壁や舗装道路等のクラック
- ・落石や小崩落の発生等

〈資料編 P 2 9 土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表〉

〈資料編 P 2 9 地すべり防止区域指定状況一覧表〉

〈資料編 P 5 6 土砂災害警戒区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表〉

〈資料編 P 5 6 洪水浸水想定区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表〉

### 2 防止対策等

本市では、市北部の長井、平野地区内に4箇所指定されている。

県は「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」に基づき指定した地すべり防止区域及び、当該区域内に設置した地すべり防止施設の管理を行う。

## 第5 山地災害等の対策

### 1 防止対策等

本市には、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）が分布し

ているが、これらの地区については、県が地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。また、流木災害が発生する恐れのある地区については、流木対策工事を推進する。

## 2 市民への周知

市は、県から危険箇所に関する資料の提供を受けるとともに、県が認定した山地防災ヘルパーや山地防災推進員と連携しながら広く市民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生 of 未然防止及び被害の軽減を図る。

〈資料編 P 2 9 災害危険箇所（総括）一覧表〉

〈資料編 P 2 9 土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表〉

〈資料編 P 3 0 山地災害危険地区一覧表〉

〈資料編 P 3 3 土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表〉

〈資料編 P 3 6 土砂災害警戒区域（土石流）一覧表〉

〈資料編 P 5 6 土砂災害警戒区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表〉

〈資料編 P 5 6 洪水浸水想定区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表〉

## 第6 急傾斜地崩壊対策

### 1 危険箇所の実態調査

市及び県は、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

### 2 市民への周知

市は、県から土砂災害警戒区域（急傾斜）に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の市民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域（急傾斜）の周知を行う。

また、市及び県は、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・崖中途からの地下水の湧出の発生、また急激な増加、減少
- ・斜面にはらみ、割れ目がみられる
- ・小石が斜面からばらばらと落ち出す

〈資料編 P 3 3 土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表〉

〈資料編 P 3 6 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表〉

〈資料編 P 5 2 土砂災害警戒区域（急傾斜地）の避難体制及び避難場所一覧表〉

〈資料編 P 5 6 土砂災害警戒区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表〉

〈資料編 P 5 6 洪水浸水想定区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表〉

### 3 土地所有者等に対する防災措置

#### (1) 土地所有者等に対する指導

市は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対

し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

#### (2) 助成制度の周知

市及び県は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

- ・がけ近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

### 4 急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地崩壊危険区域について、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

## 第7 土石流防止対策

### 1 市民への周知

市は、県から土砂災害警戒区域（土石流）危険区域に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の市民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域（土石流）危険区域の周知を行う。

また、市及び県は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報をするよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
  - ・溪流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
  - ・降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
  - ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
  - ・溪流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合
- <資料編 P 5 5 土砂災害警戒区域（土石流）の避難体制及び避難場所一覧表>  
<資料編 P 5 6 土砂災害警戒区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表>  
<資料編 P 5 6 洪水浸水想定区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表>

### 2 砂防工事の推進等

本市には、一戸以上の人家を含む土石流危険溪流は、19箇所となっている。

県は、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき指定した砂防指定地及び、当該指定地内における砂防設備の管理を行う。

## 第8 道路冠水対策

最近の集中豪雨は、特に狭所に集中したり、多発化しており、これらの局地的豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。

現在、本市においては9箇所の冠水注意箇所があり、道路管理者は冠水箇所を公表して注意を喚起すると共に、初動対応の短縮を図っている。

### 1 冠水箇所を公表

市は、「集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

## 2 対策工事の推進

市は、局地的豪雨(いわゆるゲリラ豪雨)に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事を推進する。

○対策工事の例

- ・冠水喚起看板やチェックラインの設置
- ・設備や排水路の点検

## 3 初動体制の確立

市は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。併せてドライバーに局地的豪雨(いわゆるゲリラ豪雨)の場合、危険箇所への進入を回避するよう周知を行う。

# 第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

## 第1 水防管理団体の義務

### 1 水防管理団体等の責務

(1) 水防管理団体の責務

水防管理団体(市)は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理者は、平常時から消防団(水防団)による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

当該水防管理団体の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、消防団長(水防団長)及び消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

### 2 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

## 第2 水防活動体制の整備

### 1 資機材等の整備

市(水防管理団体)は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

〈資料編 P 3 7 水防倉庫〉

〈資料編 P 3 7 水防資機材備蓄基準〉

### 2 水防施設の整備

市(水防管理団体)は、水防活動拠点となる水防倉庫等の整備に努める。

### 3 観測・伝達体制の強化

市は、県防災行政ネットワークを通じて河川水位・雨量情報を収集する。  
また、異常気象時には、防災行政無線（同報系）、広報車（消防団車両含む）等を利用し、市民に対して雨量・水位情報等の提供を行う。

〈資料編 P 37 雨量・水位観測所一覧(栃木県管理)〉

### 4 訓練、研修等による水防団の育成・強化

- (1) 市（水防管理団体）及び消防本部は、平常時から消防団（水防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 市（水防管理団体）及び消防本部は、計画的に水防訓練を実施する。
- (3) 市（水防管理団体）及び消防本部は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

## 第3 洪水予報伝達体制の整備

### 1 国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局は、洪水により経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定するとともに、指定した河川ごとに、洪水予報を気象庁と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

市は、水防計画に基づき、予報通知受領後、関係機関に迅速かつ確実に伝達するため、伝達体制の整備・見直しを常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

○洪水予報の種類並びに発表基準

洪水予報は、河川ごとに、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	発表基準
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生した後速やかに発表する。
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に発表する。
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

※解除 氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位(警戒水位)を下回ったときに発表する。

### 2 県が指定して洪水予報を実施する河川

県は、国土交通省が指定した河川以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川ごとに、洪水予報を宇都宮地方気象台と共同して実施する。

〈資料編 P 38 県が指定して洪水予報を実施する河川〉

## 第4 水位情報の通知及び周知を実施する時期

県が行う水位情報の通知及び周知の発表は、水防法第13条第2項の規定に基づき行う避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情

報体系の見直しについて」(平成18年10月1日河川局通達)に基づき、氾濫注意水位(警戒水位)、氾濫危険水位(危険水位)への到達情報の発表を行うものとする。なお、その種類は次のとおりとする。

洪水の危険のレベル	水位周知情報の表題	発表基準
レベル4	〇〇川氾濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に速やかに発表する。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報	区域のいずれかの基準地点の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に到達した場合に速やかに発表する。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報	区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達した場合に速やかに発表する。

〈資料編 P 3 8 県が水位情報の通知及び周知を実施する河川〉

## 第5 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

## 第6 洪水浸水想定区域における対策

市は、水防法第14条の規定による洪水浸水想定区域の指定やダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、少なくとも当該洪水浸水想定区域等ごとに、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

また、矢板市地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。さらに、市は、国や県の協力の下、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

- ・市は、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ・水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑

制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

〈資料編 P 5 6 土砂災害警戒区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表〉

〈資料編 P 5 6 洪水浸水想定区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表〉

## 第7 水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川ごとに確保する。

〈資料編 P 3 7 雨量・水位観測所一覧表（栃木県管理）〉

〈資料編 P 3 8 知事が指定する河川及びその区域、基準水位観測所〉

〈資料編 P 3 8 水防警報の内容及び発表基準〉

## 第8 河川管理施設等の水害予防対策

### 1 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を図るため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を図る。

### 2 事業計画

ア 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

イ 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

## 第9節 積雪・雪崩・融雪害予防対策

豪雪害・雪崩による被害の軽減を図るため、特に豪雪地帯において、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪出水等防止のための対策を実施する。

### 第1 豪雪地帯対策基本計画による対策の推進

栃木県では、日光市、那須塩原市、那須町の3市町が、「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）」に基づく豪雪地帯として指定されている。豪雪地帯においては、県が策定した「栃木県豪雪地帯対策基本計画」に基づき、道路整備や、除排雪体制の充実、防雪施設の整備等克雪対策を推進していく。

### 第2 積雪対策

#### 1 道路整備

冬期間における市民の安全な生活の確保を図るため、県、市、その他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。



- ・積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- ・防護柵、スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- ・路盤改良
- ・流雪溝の設置
- ・堆積帯、チェーン着脱帯の確保

## 2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、市民の除雪中の事故防止を図るため、県、市、その他の道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- ・除雪機械の整備充実
- ・除雪要員等の動員体制
- ・所管施設の点検
- ・除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- ・備蓄品の保管庫の整備

また、市は、市民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの互助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

## 3 異常降雪時への備え

異常な降雪に伴う交通障害が発生、又は発生するおそれがあるときに、迅速かつ的確に交通障害に対処するため、県、陸上自衛隊第12特科隊及び国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、平成23年11月1日に締結した「異常な降雪時の情報交換に関する覚書」に基づき、連絡体制の確保に努める。

## 4 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

## 5 道路除雪の優先付け

道路管理者は、主要幹線道路や緊急輸送道路など、交通寸断により社会経済活動に与える影響が大きい道路について、優先的に除雪を行う。

## 6 豪雪地域以外における除雪体制

豪雪地域以外では除雪体制が脆弱であるため、除雪機械や除雪要員等について、豪雪地域からの応援体制づくりに努める。

## 7 市民に対する広報

市やライフライン関係機関は、県と連携し、停電等の復旧情報について迅速に市民に対する広報に努めるものとする。

# 第10節 農林業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に抑えるために、市及び関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

## 第1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国・県の補助事業等により改善するよう指導する。

### 1 共通的な対策

#### (1) 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機場等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保等管理体制の強化を図る。

#### (2) 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

### 2 農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム・ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

### 3 用排水施設対策

頭首工、大規模排水工事等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

## 第2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合及び市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

### 1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保等により、管理体制の整備・強化を図る。

### 2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

## 第1 1節 警戒情報観測・収集・伝達体制の整備

台風、集中豪雨、豪雪等により、大規模な風水害等が発生するおそれがある場合の被害の軽減を図るため、市は、警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

## 第1 気象情報等の収集

### 1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報の収集

市は、日頃から栃木県防災行政ネットワーク、防災情報提供システム（気象庁）等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集に努める。発表される気象注意報、警報は次のとおりである。

〈資料編 P 9 地域気象観測所（気象庁管理）〉

〈資料編 P 10 主な防災気象情報〉

○宇都宮地方気象台が発表する水害・台風、竜巻等風害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分

〈資料編 P 8 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準〉

○細分区域図

〈資料編 P 11 細分区域図〉

### 2 県と宇都宮地方気象台とが共同して発表する土砂災害警戒情報の収集

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、栃木県防災行政ネットワーク等を利用し、土砂災害警戒情報に係る詳細な情報を入手し土砂災害による被害防止に万全を期す。

### 3 河川水位・雨量データの収集

市は、1級河川に設けられている水位観測所及び雨量観測所から、栃木県防災行政ネットワークを通じて水位情報・雨量情報を入手し水防体制に万全を期す。

〈資料編 P 37 雨量・水位観測所一覧(栃木県管理)〉

## 第2 気象情報等の伝達

市は、災害に結びつくと思われる気象情報については、次の手段等をもって関係住民への周知に努める。

- (1) 市防災行政無線(同報系)による周知
- (2) 広報車(市職員、消防職員、消防団員、警察官)による周知
- (3) 行政区、自主防災組織等への連絡
- (4) 市の登録制メール配信サービスによる周知
- (5) 市ホームページによる周知
- (6) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(市公式X(旧ツイッター)、LINE等)による周知

## 第12節 情報・通信システムの整備

災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。このため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能を確保する。

### 第1 現状と課題

災害時において被害を最小限に抑えるためには、災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有が大変重要となる。

また、市民の安全確保には、避難指示等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達する必要があることから、防災行政無線の再整備が有効である。このほか、防災行政無線

に代わる手段として、携帯電話向けメールがあり、本市の特色を活かして、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等伝達体制の確立が必要であり、住民への有効な情報伝達手段を早急に確保しなければならない。

## 第2 通信体制の整備

災害時における被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が不可欠である。そのため通信施設等の整備を図り、通信連絡機能の維持に努める。

### 1 市防災行政無線

現在市内全域に同報系の防災行政無線101基が整備されている。防災行政無線は、避難指示等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達するには有効であるため、市は、平常時より定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努める。

〈資料編 P 4 2 市（同報系）防災行政無線屋外拡声器設置箇所〉

〈資料編 P 4 5 市（移動系）防災行政無線一覧表〉

### 2 栃木県防災行政ネットワーク

市は、県、県内市町及び防災関係機関と迅速かつ的確な情報連絡を行うため、栃木県防災行政ネットワークの活用を図る。このネットワークにより、衛星系無線及び移動系無線により通信回線が確保され、音声やFAXによる災害情報の受伝達をはじめ、画像の受伝達が行えるとともに、地震情報や気象情報が自動配信される。

〈資料編 P 4 0 栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書〉

### 3 市広報車・消防自動車

市及び消防団は、防災行政無線（同報系）の聞こえにくい場所についての、避難指示等の伝達に活用するため広報車・消防自動車の一層の配備を図る。

### 4 災害時優先電話（一般電話・携帯電話）

災害が発生した場合、被災地等から市への通話が集中することが予想されるため、緊急な通話が優先的に取り扱われるよう、あらかじめ災害時優先電話を登録しておく。

〈資料編 P 4 5 災害時優先電話登録一覧〉

### 5 市の登録制メール配信サービス

市の登録制メール配信サービスは、市民へ防災情報（避難指示、気象警報・注意報、土砂災害警戒情報、水防警報等）等を、携帯電話メールを利用し提供するものであり、市は、メール配信の登録加入を市民に広報紙等を通じて周知に努める。

## 第3 消防・救急無線施設

消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

また、近年の、過密な電波環境への対応や秘匿性の確保、各種データ、画像等の伝達を可能とするため、消防・救急無線のデジタル化を推進する。

## 第4 携帯電話のメール機能の活用

市は、災害の発生時や発生するおそれがある場合に、市民にその状況等を伝えるための通信手段として、あらかじめ登録された携帯電話へメール送信ができる機能の整備を行う。

## 第13節 避難体制の整備

市は、災害発生時に危険区域にいる住民、駅等に溢れる帰宅困難者、ショッピングセンター、宿泊施設等不特定多数の人が集まる施設の利用者やJR東北新幹線等の緊急停止による乗客を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を市民に対し周知徹底を図る。

### 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

#### 1 指定緊急避難場所の指定

市は、発生しうる災害の想定や東日本大震災における経験を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、市地域防災計画に定めておく。

また、特別な配慮を要する要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、4に記載の事項に留意し適切な整備、又は、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

(1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 災害発生のおそれがない区域(安全区域)内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

エ 地震を対象とする場合には、地震に対して安全な構造であることに加え、当該場所又は周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

(2) 市は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

#### 2 指定避難所の指定

(1) 市は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に必要数指定する。

(2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

(3) 避難所の指定については、上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

- イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
- ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
- エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

### 3 福祉避難所の指定

- (1) 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。
- (2) 指定にあたっては、2に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。
  - ア 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。
  - イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。
- (3) 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である高齢者、障害者福祉施設等の施設を活用すること。

〈資料編 P 5 0 避難場所一覧〉

〈資料編 P 5 7 避難場所ピクトグラム〉

### 4 避難所の整備

市は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

- 整備にあたっての留意事項・避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
  - ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
  - ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
  - ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
  - ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公布されたピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため多言語表示シート等を整備しておくこと。
  - ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
  - ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を設置できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
  - ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
  - ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設な

どの環境設備の整備に努めること。

- ・福祉避難所の指定には、原則として社会福祉施設等、耐震、耐火、鉄筋構造を整え、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適していること。
- ・通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線 LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努めること。
- ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

## 5 学校等における竜巻被害対策としての避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

## 第2 避難に関する知識の周知徹底

市は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民が取るべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

### 1 主な周知方法

- ・防災行政無線等による周知
- ・自主防災組織等を通じた周知
- ・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- ・避難場所マップ・ハザードマップ配布による周知
- ・広報紙、インターネット、X（旧ツイッター）による周知
- ・NTTハローページ（レッドページ）・防災タウンページ掲載による周知
- ・避難訓練の実施（自主防災組織等）

### 2 避難住民への注意事項及び携行品

#### (1) 注意事項

- ・車両による避難は、原則として禁止する。
- ・避難に際しては必ず電気、火気、危険物等の始末を完全に行う。  
（会社、工場等にあつては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置）
- ・携行品はリュック等に入れ、両手の自由を確保し、過重な携行を避ける。

#### (2) 携行品の内容

- ・貴重品（保険証、預貯金通帳、印鑑、証明書）
- ・食料品（水、応急食料、高齢者や幼児用食品）
- ・応急医療品
- ・衣類（肌着、防寒着等）

- ・その他（ラジオ、懐中電灯）

### 第3 避難実施・誘導體制の整備

#### 1 避難指示等の発令及び避難基準の設定

避難指示等は、『避難指示等の判断・伝達マニュアル』に基づき発令する。なお、土砂災害防止対策基本指針の5の4より、土砂災害警戒情報が発表された場合は、市長は直ちに避難指示等を発令する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

市は、土砂災害警戒区域や、指定河川（洪水予報河川及び水位周知河川）、さらには、指定河川以外の河川（市が、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した中小河川）について、浸水が予想される地域の市民に対する避難指示等を行う場合の基準を設定するものとする。

その際、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報に加え、国の避難指示等に関するガイドラインに示されているとおり、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

〈資料編 P 59 避難指示等の判断・伝達マニュアル〉

#### 2 避難指示等の伝達手段の整備

市は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第11節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

#### 3 避難誘導體制の確立

##### (1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる被害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ・各地区・区域ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- ・地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

##### (2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

###### ア 避難行動要支援者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めると



ともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、市は、避難行動要支援者が利用する公共の福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努める。

市は、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

#### イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市は、消防本部及び県警察とともに、ショッピングセンター、宿泊施設等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

## 第4 避難所管理・運営体制の整備

### 1 避難所管理・運営体制の確認

市は、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元行政区との協力体制等も毎年度確認しておく。

### 2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

### 3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、行政区、社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

### 4 指定管理者等との役割分担の明確化

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

### 5 専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

## 第5 帰宅困難者対策

### 1 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模災害の発生による鉄道等交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

### 2 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

県、県警察、市町、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。同会議は、県が主宰する。

### 3 一斉帰宅の抑制

災害発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、救急・救助活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害の発生のおそれがある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する対策を実施する。

#### (1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童・生徒等の安否確認の確保
- ・従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

#### (2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

#### (3) 市民等への周知

市は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知するとともに、(1)(2)の取組について企業等への啓発を図る。

### 4 一時滞在施設等の確保

市は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、所管施設や関係施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

市は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

駅の管理者は、災害等により列車が長期間停止する場合及びJR東北新幹線等の緊急停止に備え、バス等による代替輸送等の計画を策定しておく。また、本市の定める避難場所へ避難させることも想定しておくよう努める。

帰宅困難者の一時滞在施設等については、次のとおり指定する。

- ・JR東北新幹線の緊急停止による乗客の避難  
矢板市コミュニティホール  
片岡トレーニングセンター
- ・JR東北本線矢板駅における乗客の避難  
矢板市武道館
- ・JR東北本線片岡駅における乗客の避難  
片岡小学校体育館

### 5 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導について、鉄道事業者や警察、消防機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力を得られるよう努める。

## 6 徒歩帰宅者への支援

県は、民間事業者と協定を締結し、コンビニエンスストアなどの店舗を、徒歩帰宅者へ水やトイレ、交通情報等を提供する災害時帰宅支援ステーションとして確保するなど、徒歩帰宅者の支援体制を整備する。

## 7 外国人への支援

市は、外国人に多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

## 第6 市外避難者受入対策

第1の4に準ずる。

## 第14節 警備活動体制の整備

大規模な災害発生時に、災害情報の収集伝達、避難誘導、救出救助等の措置を的確に実施するため、県警察は平常時から警備活動体制の強化を図る。

## 第15節 消防・救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、市及び消防本部は、災害に備え消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

### 第1 組織の充実強化

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。

特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、機能別消防団員制度等を導入して団員の確保と資質の向上を図る。

〈資料編 P 39 消防組織・施設の状況〉

### 第2 救急・救助用車両、資機材等の整備

市及び消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

### 第3 地域防災力の向上

市及び消防本部は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

### 第4 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

## 第16節 保健医療体制の整備

大規模な風水害等発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市及び医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制等の整備・充実を図る。

### 第1 保健医療体制の整備

市は、県及び医療機関等と連携し、次のような保健医療体制の整備を図る。

#### 1 保健医療対策

- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき資機材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材(天幕、テント等)の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

#### 2 被災在宅補助呼吸器装着者、透析患者への対応

神経難病等により、在宅で人工呼吸器を使用している患者が被災した場合の救急収容を容易にする連絡体制を整備するとともに、透析医療機関が被災した場合に備えて、通院透析患者を他施設へ迅速に収容する体制を整備する。

#### 3 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断を行える体制を整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に被災状況等を入力する体制を整備する。また、被災地へ出動する救護班の編成や、トリアージセンター、応急救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

### 第2 連絡体制等の整備

救護所で対応できない重症患者等を収容するため、公的・民間病院医療機関の被災状況、受入能力、負傷者の身元確認等の情報を市、消防機関、医療機関相互で交換できるよう連絡体制を整備する。

### 第3 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- (1) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (2) 年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- (5) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

## 第17節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、救援物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、市、国、県、警察、その他関係機関は、災害に備え緊急輸送体制の整備を図る。

### 第1 緊急輸送道路の周知

県、その他の道路管理者は、災害時の応急対策人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、平成8年（1996）度に指定し、令和5（2023）年度に見直しを行った緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。

また、より円滑な輸送体制の確保を図るため、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

#### ○県内の緊急輸送道路の状況

県で緊急輸送道路に指定している路線の区分、設定基準は次のとおりであり、隣接県の主要道路と接続し、また、本章内で定める防災拠点や主要公共施設、警察、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	・ 第1次緊急輸送道路と市町村役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

### 第2 陸上輸送体制の整備

#### 1 道路・橋りょうの整備

##### (1) 道路の整備

県、市及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

##### (2) 橋りょうの整備

県、市及びその他の道路管理者は、被災を受けた場合において交通に重要な影響を与える橋りょうについて、過去の震災被害や最新の知見に基づいた「道路橋示方書」（平成29年11月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、耐震補強等の対策が必要な既設橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

#### 2 情報収集・連絡体制の整備

県、市及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

#### 3 道路パトロールの実施

県、市及びその他の道路管理者は、道路の維持管理の万全を期するとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、道路パトロールを実施する。

### 第3 空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、離着陸場候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し定める。  
また、市は、本章第24節第1のとおり、必要な措置を実施する。

### 第4 物資集積所の整備等

市は、救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割などを担う災害対策活動拠点について、建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。  
また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル等）の把握に努める。

### 第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

#### 1 建設関係機関との連携体制

県は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

市は、県の対策に準じ、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確認できる体制の整備に努める。

#### 2 物資輸送機関との連携体制

大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念されるため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用し、救援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、県及び市は、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

市は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、平常時から栃木県建設業協会塩谷支部等と連携体制の強化に努める。

## 第18節 防災拠点の整備

市は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく。

### 第1 災害対策活動拠点の種類

#### 1 災害対策本部

災害対策本部は、情報の収集伝達、広報、防災関係機関との連絡調整、災害救助法の適用に係る県への情報提供、その他の災害応急対策活動とともに復旧活動の中核機関として極めて重要である。このため、市は、市災害対策本部となる市役所本庁舎について、必要な整備を実施していく。

また、被災により市役所本庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

#### 2 広域災害対策活動拠点

県が県営大規模公園を中心に、全国からの救援物資の一時的な集積及び配分活動の拠点並びに緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として整備するものである。

### 3 地域災害対策活動拠点

県が県立高等学校を中心に、被災地への救援物資及び必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として整備するものである。

また、道の駅については、避難場所や被災した住民等への支援物資供給拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県は市や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

### 4 広域物流拠点

県は、(一社)栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、災害時における広域的な物資集積のための拠点として使用する施設として、あらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定し、公共施設を使用した県の物資集積拠点を補完する一時集積拠点として確保するよう努める。

## 第2 災害対策活動拠点の主な設備等

市は、災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。

特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源、再生可能エネルギー、蓄電池
- (3) 県防災行政ネットワーク及びインターネット接続環境の整備
- (4) 災害対応職員の休憩場所の整備
- (5) 災害対応職員の食料、飲料水、非常用トイレ等の備蓄
- (6) (飲料水兼)耐震性貯水槽、防火水槽
- (7) 備蓄倉庫

## 第3 離着陸場の整備

市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場について、施設等の管理者等と協議して選定し、定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

〈資料編 P 6 4 飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領〉

〈資料編 P 6 5 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

〈資料編 P 6 6 防災ヘリ・ドクターヘリランデブーポイント〉

## 第4 防災機能を有する都市公園の整備

市街地のオープンスペースである都市公園や幹線道路に付設された道の駅などは、防災上果たす役割も大きいことから、市地域防災計画に位置づけられた行政施設と一体となって防災拠点となるような都市公園を中心に、市は、防災機能の整備を促進していく。

○主な施設・設備の整備

- ・避難収容施設
- ・災害応急対策設備(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防火水槽、放送施設、通信施設、離着陸場等)

## 第19節 建築物災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害時における建築物の安全性の確保を促進するため、市及び施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を講じる。

### 第1 一般建築物に対する予防対策

#### 老朽危険建築物に対する調査、指導

市及び県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、移転、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行う。

### 第2 市街地再開発事業等の促進

市及び県は、市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、必要があると認めるときは「都市再開発法（昭和44年法律第38号）」に基づく市街地再開発事業を推進する。

### 第3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

#### 1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点(災害対策活動拠点等)〈本章第18節参照〉
- (2) 医療救護活動の施設(病院、保健福祉センター等)
- (3) 応急対策活動の拠点(警察署、消防署等)
- (4) 避難収容施設(学校、体育館、文化施設等)
- (5) 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障害者支援施設等)

#### 2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、施設管理者は次に示す防災対策を推進する。

##### (1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

##### (2) 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- ア 食料、飲料水、非常用トイレ等の確保
- イ 通信設備及びインターネット接続環境の整備



- ウ 非常用電源の確保、再生可能エネルギー・蓄電池の整備
- エ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- オ 配管設備類の固定・強化
- カ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- キ その他防災設備の充実

### (3) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検を実施するなどの維持管理に努める。

- ア 点検結果の記録等
- イ 建築物の構造図、平面図及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

## 第4 石綿含有建材使用建築物への予防対策

- 1 応急対策時の石綿被災・ばく露防止体制の整備  
市は、災害時の石綿露出状況等の方法を整理するとともに、情報の受入れ・伝達体制を構築するよう努める。
- 2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導體制の整備  
市は、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導體制を整備するよう努める。

## 第20節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす道路、鉄道、上下水道その他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

### 第1 道路施設対策

道路管理者は、災害時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため、施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

- (1) 災害時における道路機能を確保するため、道路、橋梁の整備に当たっては、災害に強い施設の整備に努める。
- (2) 落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。
- (3) 災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集及び連絡体制の整備を図る。
- (4) 道路の維持管理の万全を期すとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、必要に応じて道路のパトロールを実施する。

### 第2 鉄道施設対策

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

- (1) 施設等の整備  
施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。  
また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。
- (2) 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

### (3) 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、平常時から訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に災害等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄の駅まで運転し、駅の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

## 第3 ライフライン関係機関の対策

### 1 水道施設

水道事業者は、水が住民の生命維持に必要なものであることから、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

#### (1) 書類等の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

#### (2) 防災体制の編成等

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

#### (3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急遮断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

#### (4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に塩素ボンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

#### (5) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、災害発生の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

#### (6) 配水管路等の改良

老朽管及び耐震適合性の低い管路の布設替えを計画的に行い、管路の強靱化に努めるとともに、埋設箇所地盤の特性を考慮し、水道管使用材料の選定を行う。

#### (7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

#### (8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

#### (9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

〈資料編 P48 上水道施設一覧表〉

## 2 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害時の施設の破損及び停電による電力の喪失により汚水の溢水は被災箇所及びその周辺地域への衛生環境を悪化させるため、処理施設及び排水施設にあっては耐震化を図り、防災体制として次の事項について配備に努める。

- (1) 台帳の整備  
公共下水道管路及び農業集落排水管路の台帳の整備を適正に行うものとする。
- (2) 防災体制の確保  
災害時の緊急時体制を編成し、危機管理マニュアル、緊急連絡網図等を作成する。
- (3) 処理施設及び排水施設の非常時用電力の確保について  
矢板市水処理センター及び境林地区水処理センター、沢地区水処理センター、コリーナ矢板水処理センター、ハッピーハイランド矢板排水処理施設並びに幹線下水道管路のマンホールポンプにあっては、災害時に電力を2～3時間程度喪失した場合は必ず汚水の溢水につながるため、予め代替え電力の確保に努めるものとする。
- (4) 処理施設及びマンホールポンプ施設等の維持管理  
処理施設及び排水設備等においては、維持管理業務委託実績報告書等により、適宜適正に維持修繕を行うものとし、災害時に機能不能とならないよう委託業者に対しては緊急体制表及び緊急連絡網の提出をさせ、担当職員にも周知徹底するものとする。
- (5) 破損危険箇所の緊急措置及び改善  
災害時の破損箇所のパトロール調査及び市民からの通報により確認されたマンホール周辺の段差等の危険箇所においては、危険箇所の交通標識の設置を速やかに安全の確保をする事とともに、早急な改善に努めるものとする。

〈資料編 P 4 8 下水道施設一覧表〉

## 第4 廃棄物処理施設

市及び事業者は、災害に強い施設の整備に努め、災害時に備えて次の対策を講じておく。

- (1) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- (2) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む）を整備する。
- (3) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
- (4) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。また、市は、施設が被災した際は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

## 第21節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市、県及び事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

### 第1 消防法上の危険物

本市には、危険物施設等が令和4年4月現在118箇所ある。その施設について、適

時、消防本部が必要な安全対策の指導を行っている。消防本部及び「消防法（昭和23年法律第186号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害発生に起因する危険物の漏えい、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

〈資料編 P 4 7 消防法上の危険物〉

〈資料編 P 4 8 危険物の大量貯蔵所一覧〉

## 1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

## 2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
  - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
  - イ 危険物施設における貯蔵、取り扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

## 第2 火薬類

県及び関係機関は、平常時から、災害に起因する火薬類事故に備え、次により火薬類製造施設等の安全確保に努める。市及び消防本部はこれに協力する。

### 1 保安確保の強化

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

### 2 保安意識の高揚

煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象として、保安確保のための講習会を開催するほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

### 3 自主保安体制の強化

製造業者の危害予防規程の充実、及び確実な履行を促進するとともに、関係機関との連携を強化することにより、火薬類関係事業所の自主保安体制の強化を図る。

### 第3 LPガス

「LPガス」とは、「高圧ガス」のうち、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」により規制される一般消費者等に供給される液化石油ガスのことをいう。

#### 1 販売事業者等が実施する対策

- (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施
  - ア 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れに係る安全機器の整備を促進する。
  - イ 出水期において浸水のおそれがある地域にあっては、容器の流出防止措置を確実に行う。
  - ウ 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。
- (2) 販売事業者等の災害予防体制の強化
  - ア 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
  - イ 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
  - ウ 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするほか、浸水のおそれがある地域において容器の流出防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。
  - エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

### 第4 高圧ガス

#### 1 高圧ガス事業者が実施する対策

- (1) 災害予防措置の実施
  - ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないよう不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。
  - イ 消火設備、緊急遮断装置、散水用エンジンポンプ、バッテリー、除害設備等の保安設備を重点に点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。
  - ウ 高圧ガスを充てんするための容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。
  - エ 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。
  - オ 緊急時には、高圧ガス設備について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。
  - カ 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。  
また、移動開始前には必ず安全装置の状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を実施する。
- (2) 災害予防体制の強化
  - ア 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化

に努める。

イ 自主防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務、招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、消防署並びに警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化及び他事業所など地域の応援協力体制の構築を図るとともに、定期的に合同防災訓練等を実施する。

## 第5 毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」により、これを飛散、漏洩等させないよう措置を講じなければならないとされている。

市は、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物資による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

## 第6 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、国に対する通報連絡体制を整備する。

### 2 県・市・消防機関等の対策

- (1) 県、市及び消防本部は、県が平成27年3月に策定した「原子力災害対策の手引き」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 県、市、消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- (3) 県及び市は、応急普及活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。
- (4) 県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被爆による障害の専門的治療が可能な施設・整備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。
- (5) 県、県警察及び消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要放射線防護資機材の整備に努める。

## 第22節 鉱山、採石場等災害予防対策

災害発生時の鉱山、岩石採取場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

## 第23節 文教施設等災害予防対策

学校等は、災害発生時の幼児・児童・生徒及び教職員の安全を確保するため、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

## 第1 公立学校の対策

### 1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（平成20年法律第73号改題）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童・生徒等の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

また、市は、学校等に対して、学校安全計画の策定及び状況に応じた改訂を行うよう指導し、随時その内容を点検する。

#### ○「学校安全計画」作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

#### (1) 教育に関する事項

- ・ 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項
- ・ 特別活動、部活動等における指導事項

#### (2) 災害管理に関する事項

- ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

#### (3) 災害に関する組織活動

- ・ 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
- ・ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修
- ・ 災害発生時における児童・生徒等の一時保護及び保護者等への引渡し方法等の体制整備

#### 〈資料編 P139 学校安全計画の概要〉

#### ○「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実態や特性に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- ・ 日常の安全指導
- ・ 大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策
- ・ 時間外における教職員の参集体制
- ・ 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制
- ・ 施設設備の被害状況の把握等

### 2 学校等の防災体制の確立

#### (1) 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、豪雨、降雪時の児童生徒等の安全確保のために、授業、学校行事、部活動等の中止など教育活動の事前対策を確立しておく。

また、災害発生時の授業等の中止を決定した際の関係機関や保護者等への連絡体制についてあらかじめ整備しておく。

#### (2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施

し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

### 3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

校長等は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実に努める。

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例等を理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

#### “周りの状況を予測し、即座に「行動につなげる態度」の育成”

想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、過去の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

#### “防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実”

知識と行動は単純に連動するものではない。危険感受性や危険予測を知識として与えただけでは、行動に対して責任をもてないことから行動に結びつきにくい。

行動につなげるためには、知識を主体的に学び、児童・生徒等が自ら気づきを得るよう指導していく。

また、東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神等に支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されている。進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるよう資質や能力を養うことにつながる。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行う等災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。

また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもら



う等訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市及び県は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

〈資料編 P 1 4 1 学校等一覧〉

## 第2 社会教育施設の対策

### 1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、歴史資料館等の社会教育施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

#### ○施設危機管理計画作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

(1) 災害管理に関する事項

- ・防災のための組織作り、連絡方法の設定
- ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

(2) 災害に関する組織活動

- ・地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施
- ・職員を対象とした防災に関する研修
- ・利用者に対する防災情報提供

### 2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設管理者は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設管理者は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関、情報手段、水道や電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設管理者は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

### 3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市は、社会教育を通じて市民に対する防災教育の充実に努め地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した市民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、市民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や

集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

#### (2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行う等災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。

また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらおう等訓練方法の工夫を行う。

#### (3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

### 第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行い、市はこれに協力する。

### 第4 文化財災害予防対策

市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の予防対策を図る。

- 1 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- 2 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- 3 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

## 第24節 航空消防防災体制の整備

大規模災害発生時に、消防防災ヘリコプター「おおるり」や他県等ヘリコプターによる災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、県、市、防災関係機関は、平常時から連携して航空消防防災体制の充実強化に努める。

### 第1 臨時ヘリポートの整備

県及び市は、臨時ヘリポートの確保を推進し、ヘリコプターによる偵察・救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の応急活動が円滑に実施できる体制を整備する。

#### 1 市

市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、施設等の管理者等と協議して選定するとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要綱」に基づき、県に報告を行う。

#### 2 県

県は、ヘリコプターによる応急活動が円滑に実施できるよう、市が定めた臨時ヘリポート候補地の場所、状況等についてあらかじめ把握しておく。

## 第2 広域航空消防防災応援体制の整備

### 1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

#### (1) 通信体制の整備

応援ヘリコプターと応援要請市町村消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡は、消防無線の統制波を使用することとされている。

このため、消防本部は、全国共通波を実装した無線機の整備に努める。

#### (2) 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、県及び市は、他県等のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成し、それに基づき必要な事項を整備する。

## 第25節 防災関係機関相互応援体制の整備

市は、被災市区町村応援職員確保システム、各省庁による人員派遣スキーム及び災害時相互応援協定による人員派遣スキームを基本として相互応援体制を整備する。

市は、災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定等により、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

### 第1 市町相互応援体制の整備

#### 1 県内市町間相互応援協定

市は、市単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」の運用を図り、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

〈資料編 P 66 災害時における市町村相互応援協定書〉

#### 2 県内市町における大規模災害に備えた受援計画

被害の規模が甚大で、県内のみでは十分な応急対応が実施できない大規模災害時には、国、地方公共団体、防災関係機関、企業等から様々な応援が想定される。

市は、県と応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

#### 3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的支援が有効であることから、市は、できるだけ多くの県内外の市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

##### (1) 県内市町との協定

市は、1に掲げる県内市町間相互応援協定の外、必要に応じて他の県内市町との災害時応援協定締結に努める。

##### (2) 県外市町村との協定

市は、必要に応じて県の区域外の市町村との災害時応援協定締結に努める。

〈資料編 P 78 応援協定締結一覧〉

## 第2 県内消防相互応援体制の整備

### 1 協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和56年に締結した特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

### 2 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県で平成30年4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

〈資料編 P 49 特殊災害消防相互応援協定書〉

〈資料編 P 70 栃木県広域消防応援等計画〉

## 第3 消防本部、警察及び自衛隊との連携体制の強化

市は、大規模災害発生時において、消防本部、警察及び自衛隊の各機関が連携を密にして、初期の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時より相互の連絡体制を明確にしておく。

## 第4 協定先機関等との連携

市は、災害時に市民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、市民の安全と市民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

## 第5 「笠間市・矢板市災害時相互応援協定」の適切な運用

市は、平成9年11月1日に締結した「笠間市・矢板市災害時相互応援協定」の適切な運用を図り、災害発生時における必要な応援を実施する体制の準備に努める。

### 1 連絡体制の整備

災害発生時における連絡担当部署をあらかじめ定めておき、毎年度当初に相互に交換しておく。

### 2 連絡会議の開催

協定の円滑な運用を図るため、毎年度両市の連絡会議を開催し、それぞれの応援体制の確認を行うとともに、必要な情報交換に努める。

## 第6 「矢板市と矢板市内郵便局との地域における協力に関する協定書」の適切な運用

平成29年4月18日に締結した矢板市内郵便局との「矢板市と矢板市内郵便局との地域における協力に関する協定書」の適切な運用を図り、災害発生時における必要な協力、必要な対応を円滑に遂行する体制の整備に努める。

### 1 連絡体制の整備

災害発生時における連絡担当部署をあらかじめ定めておき、毎年度当初に相互に交換しておく。

### 2 連絡会議の開催

協定の円滑な運用を図るため、毎年度両者の連絡会議を開催し、それぞれの応援体制の確認を行うとともに、必要な情報交換に努める。

## 第7 「消防相互応援協定」の適切な運用

市は、昭和43年8月15日に、塩谷郡市町長及び消防団長により締結した「消防相互応援協定」の適切な運用を図り、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。なお、社会情勢の変化に対応するため、新しい消防相互応援協定の締結を推進する。

### 1 連絡体制の整備

災害発生時における連絡担当部署をあらかじめ定めておき、相互に交換するとともに、災害時の連絡体制について整備しておく。

### 2 連絡会議の開催

協定の円滑な運用を図るため、毎年度塩谷郡市内市町、消防本部及び消防団による連絡会議に参加し、塩谷郡内相互応援体制の充実、強化に向けて必要な検討を行う。

## 第8 「災害時におけるゴルフ場施設等の利用に関する協定」の適切な運用

市は、平成9年10月13日に、栃木県、栃木県ゴルフ場協議会、栃木県市長会、栃木県町村会、財団法人栃木県消防協会及び栃木県消防長会により締結した「災害時におけるゴルフ場施設等の利用に関する協定」の適切な運用を図り、災害発生時における必要な対応を円滑に遂行する体制の整備に努める。

### 1 連絡体制の整備

災害発生時における連絡担当部署をあらかじめ定めておき、相互に交換するとともに、災害時の連絡体制について整備しておく。

### 2 連絡会議の開催

協定の円滑な運用を図るため、毎年度連絡会議に参加し、相互応援体制の充実、強化に向けて必要な検討を行う。

## 第9 その他の協定の締結推進

市は、災害発生時において必要な応援、支援等を実施又は要請するため、次に掲げるような項目についての協定を締結するよう推進するものとする。

- (1) 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定
- (2) 災害時における食糧、生活必需品等の確保に関する協定
- (3) 土木・建設重機、建設資材等に関する協定
- (4) その他災害対策に必要な協定

## 第10 県・警察等との連携体制の強化

### 1 県との連携体制の強化

市は、県との各種防災訓練の合同実施をはじめ、地域防災計画の修正における助言・支援等を受けながら、防災力の向上を図るとともに、県と連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

### 2 警察との連携体制の強化

市は、災害発生時に、救助活動、交通規制、避難誘導等の応急対策活動に加えて、公共の安全や社会秩序を維持できるよう、平常時より警察と相互の情報連絡体制を充

実するとともに、共同での防災訓練を実施するなど、連携体制の強化を図る。

### 3 消防本部との連携体制の強化

市は、災害発生時に、初期の段階における消火、救助、捜索等を迅速かつ的確に実施できる体制を確立するため、初期活動における役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。

## 第26節 孤立集落災害予防対策

市は、災害等による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区については、事前に地区の状況を把握し、孤立集落発生未然防止及び発生に備え、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

### 第1 現状と課題

市では、災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）で、交通等の途絶が生じた場合は、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になるなど、平地部とは異なる対応が求められるため、県及び市は事前対策に積極的に取り組む必要があり、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平常時から現状の把握に努める。

### 第2 孤立可能性地区の実態把握

市は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平常時から現状の把握に努める。

### 第3 未然防止対策の実施

#### 1 道路の整備

県、市及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

#### 2 土砂災害警戒区域の整備

県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害警戒区域の対策工事を推進する。

#### 3 通信手段の確保

市は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

県は、孤立可能性地区に対して衛星携帯電話の配備に必要な財源の一部を補助するなど、通信手段の整備促進に努める。

〈資料編 P 4 5 災害時優先電話登録一覧〉

### 第4 発生時に備えた取組の実施

#### 1 連絡体制の整備

市は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

## 2 避難場所等の確保

市は、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

## 3 離着陸場用地の確保

市は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリコプターの離着陸に適した土地の確保に努める。

## 4 孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

市は、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進を支援する。

## 5 市民への普及啓発

市は、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

## 6 市民の対策

孤立可能性地区に住む市民は、本章第5節第1に記載の市民の備蓄量3日分に加え、1週間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・行政区・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

# 第27節 災害廃棄物等の処理体制の整備

市は、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る。

## 第1 現状と課題

市は、東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

## 第2 災害廃棄物等の処理体制の整備

### 1 市の対策

市は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

また、「災害廃棄物処理計画」に基づき平時の備えについて努める。

### 2 処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

### 3 県の対策

県は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」（平成31年3月 栃木県）に基づき訓練等を行うなど、必要な支援を行う。

### 4 災害廃棄物の処理

市は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、矢板市のみで対応できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 活動体制の確立

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害の規模に応じた災害対策の中核となる本部を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

#### 第1 市の活動体制

災害の規模に応じた市の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

〈資料編 P7 本市の活動体制〉

#### 第2 注意体制

市は、気象警報が発表されたとき、小規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるとき、注意体制をとる。市民生活部生活環境課職員及び関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の程度
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて市長、副市長、総務部長への報告
- (6) 災害応急対策(小規模)

#### 第3 災害警戒本部の設置（警戒体制）

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とす



る災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

### 1 災害警戒本部の設置、解散の時期

#### (1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

- ア 中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき
- イ その他副市長が必要と認めたとき

#### (2) 設置場所

災害警戒本部は、矢板市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合には、矢板市子ども未来館内に設置する。

#### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 被害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

### 2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

### 3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、矢板市災害警戒本部要領の定めるところによる。

### 4 代決者

本部長(副市長)不在時等の意思決定は副本部長(危機管理監)が行う。

〈資料編 P 95 矢板市災害警戒本部要領〉

## 第4 災害対策本部の設置(第1非常体制・第2非常体制)

### 1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

#### (1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害対策本部を設置する。

- ア 県北地区に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、災害発生のおそれがある場合
- イ 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ウ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合
- エ その他市長が必要と認めたとき

#### (2) 設置場所

災害対策本部は、矢板市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、矢板市子ども未来館に設置する。

- (3) 他の災害対策組織の統合  
災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。
- (4) 災害対策本部の解散  
災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

## 2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 栃木県
- (2) 警察
- (3) 消防本部、消防署
- (4) 陸上自衛隊第12特科隊
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (6) その他の関係機関

## 3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、矢板市災害対策本部条例（昭和37年矢板市条例第23号）の定めるところによる。

本部事務局及び各部の運営体制については、災害の規模や内容に応じて柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

<資料編 P 8 1 矢板市災害対策本部条例>

<資料編 P 8 2 矢板市災害対策本部組織図>

<資料編 P 8 3 災害対策本部設置時における各部各班の事務分掌>

## 4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること
- (2) 災害予防及び災害応急対策の実施、調整に関すること
- (3) 災害に関する情報の収集に関すること
- (4) 本部の活動体制に関すること
- (5) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること
- (6) 県、他の市町への応援要請に関すること
- (7) 応援に関すること
- (8) 災害広報に関すること
- (9) 災害対策本部の解散に関すること
- (10) その他重要な事項に関すること

## 5 代決者

本部長不在時等の意思決定は副市長（副本部長）が、市長、副市長ともに不在時の場合は教育長（副本部長）が、市長、副市長、教育長ともに不在時の場合は危機管理

監（副本部長）が、市長、副市長、教育長、危機管理監ともに不在時の場合は総務部長が行う。

## 6 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

〈資料編 P 9 4 矢板市災害対策本部職員の証票等〉

## 第5 業務継続計画

市は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災初動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

# 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

関係機関は、気象予警報、水防警報等を関係機関、市民に対し迅速に伝達する体制を整備する。

また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要となる情報収集を行うため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、防災行政無線、J-アラート、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ、X（旧ツイッター）等の各種通信手段の確保を図る。

## 第1 情報収集伝達体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

### 1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（危機管理監）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

### 2 災害対策主管課の体制

#### (1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である市民生活部生活環境課の職員は、災害発生後速やかに登庁し、災害情報の収集、消防本部等の防災関係機関との連絡・調整にあたる。

#### (2) 連絡体制

市は、県、消防本部、宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県に対し、栃木県火災・災害等即報要領に基づき災害の状況を報告する。

#### (3) 携帯電話等の活用

災害対策関係職員に対し携帯電話等を配備し、防災メール・職員参集メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達について推進していく。

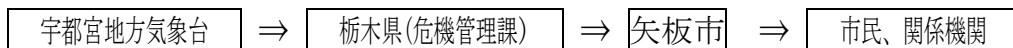
〈資料編 P 9 7 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編 P 1 1 4 即報基準一覧〉

## 第2 警戒情報等の伝達

### 1 気象予警報

市は、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報(本編第2章第10節参照)は以下により速やかに通知する。  
《気象注意報・警報の伝達系統》



《資料編 P8 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準》

### 2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

#### (1) 土砂災害警戒情報

県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

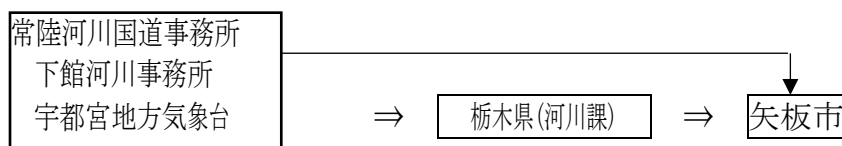
#### (2) 土砂災害緊急情報

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市が適切に市民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。土砂災害緊急情報は、市長に通知するとともに、一般に周知する。

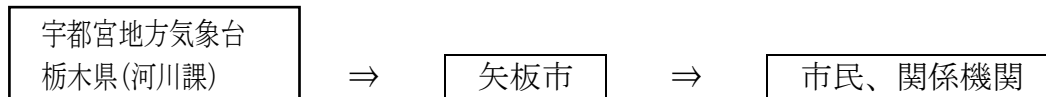
### 3 指定河川の洪水予報

水防法(昭和24年法律第193号)、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川(鬼怒川)について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また知事が定める河川について県と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況(本編第2章第8節参照)を水位、流量とともに発表する。

○国土交通大臣の指定する河川



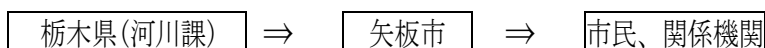
○知事の指定する河川



### 4 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣が指定する河川(鬼怒川)について、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通省の出先機関の長が、また、県知事が指定する河川(箒川・内川)について、水防の必要がある状況(本編第2章第8節参照)を発表する。

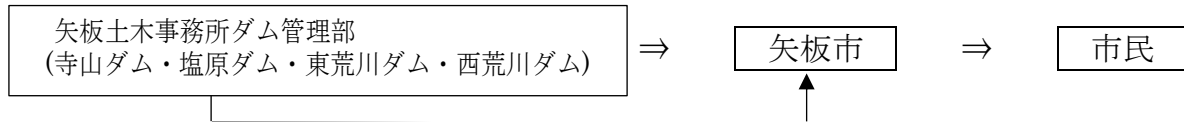
○指定河川の水防警報等の伝達系統



## 5 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

〈ダム放流通報の伝達系統〉



## 6 市民からの通報

### (1) 発見者（市民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市又は警察に通報する。なお、土砂災害警戒区域等において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく矢板土木事務所、市又は警察に通報する。

### (2) 市、警察官の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

## 第3 被害状況等の情報収集

### 1 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- (3) 市民の生命財産の安否の状況、市民の避難の状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況

(要配慮者利用施設)

児童福祉施設、老人福祉関連施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- (11) その他法令に定めがある事項

### 2 市の情報収集

市は、次の方法により情報の収集を行い、主管課である市民生活部生活環境課が中心となり情報の一元管理に努めるとともに、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

- (1) 職員の登庁途中での情報収集
- (2) 調査班による情報収集

概ね次の基準により調査班を編成し、情報収集を行う。

部	課	班数	備考
経 済 部	農林課 農業委員会	1～5	1班2人とする。 危機管理監が、各本部員と協議して、班編成の調整を行い決定する。
	商工観光課	1～3	
土 木 部	建設課	1～5	
	都市整備課	1～2	
	地籍調査課	1～2	
上下水道部	水道課	1～3	
	下水道課	1～2	

- (3) 市民等からの通報による情報収集
- (4) 行政区等への照会による情報収集
- (5) 消防署、警察署、ライフライン関係機関等からの情報収集

### 3 消防本部の情報収集

消防本部は、市民等からの119番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等による情報の収集を行う。また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

## 第4 被害状況の報告

### 1 市及び消防本部の報告

- (1) 市及び消防本部は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国(総務省消防庁)へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

- (2) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

〈資料編 P 97 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編 P 114 即報基準一覧〉

〈資料編 P 116 被害状況調査票〉

〈資料編 P 116 被害の分類と判定の基準〉

### 第5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。なお、県、市等が災害時に利用する通信施設が不足する場合、県は、国(総務省関東総合通信局)、電気通信事業者等に調達を要請するものとする。

〈資料編 P 40 通信手段の種類〉

## 第6 通信施設の利用方法

### 1 県防災行政ネットワーク

- (1) 県から県出先機関、市町、消防本部（局）へ災害に関する情報等を伝達するときには、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図る。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。
- (3) 災害対策を行う上で重要な要因となる各種の気象情報、アメダス情報、河川水位情報等をリアルタイムで県出先機関、市町、消防本部（局）へ配信する。

### 2 公衆電気通信設備の利用

市及び防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳<sup>ふくそう</sup>し、電話がかかりにくくなることが予測されるため、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等措置しておく。

#### (1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

#### (2) 非常・緊急通話用電話の利用

防災関連機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。

〈資料編 P 4 5 災害時優先電話登録一覧〉

#### (3) 孤立防止対策用衛星電話の使用

孤立防止対策用衛星電話（KU-1ch）は、災害時において通信の途絶を防止するため、一般加入電話の途絶に際しては、この無線電話を利用し、通信の確保を図る。

### 3 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運用波・統制波）で行う。

### 4 警察通信設備の利用

市、県、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

### 5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

#### (1) 非常通信の発信・受信

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上発信する。

#### (2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

〈資料編 P 1 1 5 関東地方非常通信協議会構成表〉

### (3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名(職名)を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名(職名)、電話番号を記載する。

### (4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュア等の全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておくものとする。

#### <資料編 P41 栃木県非常通信用無線局局名一覧>

### (5) 非常通信の経路

市と県との間の有線電話等が不通となった場合、警察、消防、県出先機関等の中継して通信を行う。矢板市の発信依頼局は下記のとおりである。

○発信依頼局

発信依頼局	着信局	その他の発信依頼局
矢板警察署	県警察本部	東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 国土交通省宇都宮国道事務所矢板出張所
塩谷広域行政組合消防本部	県危機管理課	
矢板土木事務所	県危機管理課	

## 第7 通信施設の応急復旧

市の防災行政無線施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

## 第8 放送要請

市が災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木、(株)とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて必要な放送を要請する。

## 第9 市民への伝達手段

市民への警報等の伝達は、次の手段により行う。

- (1) 市防災行政無線による伝達
- (2) サイレン等の使用による伝達
- (3) 消防車(消防団)・市広報車の使用による伝達
- (4) 市の登録制メール配信システムによる伝達
- (5) 緊急速報エリアメール(NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル・楽天モバイル)による伝達
- (6) テレビ、ラジオ放送等による伝達



- (7) 市ホームページによる周知
- (8) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（市公式X（旧ツイッター）、LINE等）による伝達

## 第3節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂崩れ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 第1 監視、警戒

- 1 市及び消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員（水防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

- (1) 警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ その他災害の抑止に必要な事項

- (2) 災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水の状況
- エ がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況
- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

- 2 水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めるときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 堤防の水があふれる状況
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) 水門、ひ門等の漏水、扉の締り具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

### 第2 浸水被害の拡大防止

- 1 市の活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、河川の水位が氾濫注意水位

(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、消防団(水防団)及び消防本部に対し出動又は出動の準備をさせるとともに、市民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団(水防団)の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

(1) 水防管理団体の非常配備

ア 水防管理者が管下の消防団(水防団)に、非常配備体制をとられるための指令は、次の場合に発するものとする。

(ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部(水防事務担当者)の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

ウ 消防機関

(ア) 待機

消防団(水防団)の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

(イ) 準備

河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報(準備)の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

a 消防団(水防団)の団員は所定の詰所へ集合

b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成

c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員の派遣及び水門等の開閉準備

(ウ) 出動

河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報(出動)の通知を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めるときは、ただちに管下水防機関をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

第1次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

第2次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

第3次出動

水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

(エ) 解除

(1) 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に降下した場合、又は氾濫

注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長（水防団長）、消防団（水防団）及び消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 市民に対する避難の指示

水防管理者は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の市民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

### 第3 土砂災害の拡大防止

#### 1 施設・土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市、県及び消防本部は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害警戒区域等の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても 施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

#### 2 被災宅地危険度判定の実施

市及び県は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から市民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(1) 危険度判定実施本部の設置

市災害対策本部長は、降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、矢板市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき危険度判定の実施を決定し、建設部長を本部長とする実施本部の設置を行う。

(2) 危険度判定実施本部の組織及び運営

危険度判定実施本部の組織及び運営は、矢板市被災宅地危険度判定実施要綱の定めるところによる。

(3) 危険度判定実施本部の業務

ア 危険度判定実施に必要な拠点の確保

イ 現地危険度判定拠点との連絡調整

ウ 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供

エ 危険度判定実施についての被災地住民への周知

オ 危険度判定活動の際の現地案内人の確保

カ その他の現地での危険度判定活動の補完作業

〈資料編 P 1 1 7 矢板市被災宅地危険度判定実施要綱〉

#### 3 避難対策

市、県及び消防本部は、土砂災害警戒情報が発表され土砂災害のおそれが高まった場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

## 第4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

## 第5 異常降雪時の対策

道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

# 第4節 相互応援協力・応援・派遣要請

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、被災市区町村応援確保システム及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、「被災市区町村応援職員確保調整本部」及び県内他自治体に対し迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し、災害派遣の要請を行う。

## 第1 市町村相互応援協力等

### 1 市町村間の相互応援協力

市は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応急対策に万全を期するものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

#### (1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市は、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」を、市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

また、市は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

#### ○市町の区分

塩谷ブロック・・・矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町

#### ○応援ブロック

塩谷ブロック・・・日光ブロック（日光市）、南那須ブロック（那須烏山市、那珂川町）、北那須ブロック（大田原市、那須塩原市、那須町）、県央ブロック（宇都宮市、鹿沼市）、芳賀ブロック（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）

#### (2) 協定等に基づく相互応援

市は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、それぞれの市町等に対して応援要請を行う。

<資料編 P 7 8 応援協定締結一覧>

#### (3) 県への応援要請

市は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

<資料編 P 6 6 災害時における市町村相互応援協定書>

## 2 県の応援協力

県は、市町からの応援要請に応じて、又は市町からの応援要請がない場合であって

も必要と認める場合に、市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

### 3 県と市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

### 4 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第8節の定めるところによる。

## 第2 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん

- (1) 市は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策に万全を期する。
- (2) 市は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。
  - ア 派遣を要請する(あっせんを求める)理由
  - イ 派遣を要請する(あっせんを求める)職員の職種別人員数
  - ウ 派遣を要請する期間
  - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

## 第3 ライフライン関係機関との連携

市は、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- (1) 市の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

## 第4 自衛隊派遣要請

### 1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について困難をきたし自衛隊を要請すべき公共性、緊急性、非代替性な事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

### 2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

〈資料編 P 96 自衛隊に対する災害派遣要請の範囲〉

### 3 災害派遣要請の依頼方法

- (1) 要請先 知事(危機管理防災局危機管理課経由)
- (2) 事務手続

市は、県へ下記様式をもって派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合

は、電話等によって依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知するものとする。

〈資料編 P 96 自衛隊に対する災害派遣要請（要請先・様式）〉

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舍のあっせん

市は、災害派遣部隊等が宿舍を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

市は、災害救助活動の必要がなくなったと判断した場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議の上、県に対して撤収の要請を依頼する。

## 第5節 災害救助法の適用

市は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、必要により県が災害救助法を適用した場合、県と連携して、法に基づく応急的な救助を実施する。

### 第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

#### 1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市内において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数（矢板市の場合：60世帯）以上のとき。（1号基準）
- (2) 市内において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数の2分の1（矢板市の場合：30世帯）以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯

数が7,000以上のとき。(3号前段基準)

- (4) 市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。(3号後段基準)
- ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
  - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

## 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。(4号基準)

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

〈資料編 P122 災害救助法適用基準一覧表〉

## 第2 災害救助法の適用に係る報告

- (1) 市は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第1条第1項の規定により、県から被害状況の報告を求められた場合は、迅速かつ的確に報告する。また、市は県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。
  - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
  - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
  - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
  - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
  - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 災害救助法所管課は、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 市は、被害状況の調査に県の応援、協力、立ち会い等が必要な場合は、職員の派遣要請を行う。
- (5) 市は、住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 市は、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、直接内閣府に対して情報提供を行う。

## 第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則(昭和35年栃木県規則第35号)に基づき、次の救助を実施する。

(救助の種類)

- ① 避難所の設置

- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 医療
- ⑦ 助産
- ⑧ 被災者の救出
- ⑨ 被災した住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 埋葬
- ⑫ 死体の搜索
- ⑬ 死体の処理
- ⑭ 障害物の除去
- ⑮ 応急救助のための輸送

#### 第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市及び県は、下記により救助を実施する。

- (1) 市は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、県からの通知により、その事務を県に代わり行う。

(市に委任される救助の種類)

- ① 避難所の設置
- ② 炊出しその他による食品の給与
- ③ 飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与
- ⑤ 医療
- ⑥ 助産
- ⑦ 被災者の救助
- ⑧ 被災した住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の搜索
- ⑫ 死体の処理
- ⑬ 障害物の除去
- ⑭ 応急救助のための輸送

- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。

- (3) 市は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し、県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。

- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」(昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知)に定める様式の帳簿に記録する。

- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

<資料編 P122 災害救助法施行細則>

<資料編 P132 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)>



## 第6節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、市、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

さらに、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

### 第1 実施体制

市長は、高齢者等避難、避難の指示及び警戒区域の設定を行う。また、県からの緊急な支援が必要と判断した場合は県に対して要請を行う。なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が指示を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知するものとする。

また、市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

### 第2 高齢者等避難、避難の指示及び警戒区域の設定の内容

#### 1 高齢者等避難、避難の指示

##### (1) 高齢者等避難、避難の指示実施基準

市長は、災害に係る避難所準備・高齢者等避難、避難の指示は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、市長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、高齢者等避難、避難指示を行う。

なお、市長は、避難時の範囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での安全確保措置を指示することができる。

ア 洪水のおそれがあるとき

イ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき

ウ なだれのおそれがあるとき

エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき

オ その他特に必要があると認められるとき

##### (2) 高齢者等避難、避難の指示の内容

市及びその他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難の指示を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

##### (3) 高齢者等避難、避難の指示の種類

高齢者等避難、避難の指示の種類は下表のとおり。

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を発令し、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告する。

〈資料編 P 6 2 避難指示等の発令基準〉

〈資料編 P 6 2 避難の指示の種類〉

〈資料編 P 6 3 避難の指示等の発令の判断基準〉

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域と避難の指示の違い

避難の指示は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。

また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

### (2) 警戒区域の種類

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

警戒区域の設定の種類は次のとおり。

〈資料編 P 6 3 警戒区域の設定の種類〉

## 第3 避難指示等の周知・誘導

### 1 高齢者等避難

市は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する市民が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の市民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

### 2 市民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、市民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

(1) 市防災行政無線による伝達

(2) サイレン等の使用による伝達

(3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

(4) 広報車の使用による伝達

(5) ヘリコプターによる伝達

(6) 市の登録制メール配信サービスによる伝達

(7) 緊急速報エリアメール（NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル・楽天モバイル）による伝達

(8) テレビ、ラジオ放送等による伝達

- (9) 市ホームページによる伝達
- (10) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（市公式X（旧ツイッター）、LINE等）による伝達

### 3 県への報告

市は、避難の指示を実施したとき又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

### 4 関係機関相互の連絡

市及びその他の避難指示等実施機関は、避難指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

### 5 避難の誘導

- (1) 市民の誘導市及びその他の避難指示等実施機関は、市民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の市民とともに集団避難を行うよう指導する。特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。
- (2) 集客施設における誘導  
商店街等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。
- (3) 徒歩帰宅者の支援  
市は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。  
県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

### 6 案内標識の設置

市は、避難に際しては、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう対策を講ずる。

## 第4 避難所の開設、運営

### 1 避難所の開設

- (1) 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。
- (2) 市は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に収容する。
- (3) 市は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。
- (4) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。
- (5) 市は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (6) 市は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努め

る。

(7) 市は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を広域災害救急医療情報システム(EMIS)の入力などにより県に報告する。

ア 避難所開設(移転)の日時、場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

## 2 避難所の運営

(1) 市は、自主防災組織、行政区、社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)、ボランティア、NPO等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。

(2) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう、活用する媒体に配慮する。

特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。

また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において多言語表示シートの提示等により配慮する。

(3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生環境の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(5) 市は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

(6) 市は、避難住民等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。

(7) 市は、避難所の運営にあたり次の記録をとる。

ア 収容者名簿の作成

イ 収容の状況

ウ 転出先の把握

エ 食料・物資の配給状況

(8) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、男女

共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (9) 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (10) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫棟があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (11) 市は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに災害対策本部と避難所との連携体制を確立する。
- (12) 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

〈資料編 P 5 0 避難場所一覧〉

〈資料編 P 5 0 その他の避難場所（自治公民館等）一覧表〉

〈資料編 P 5 2 福祉避難所一覧〉

〈資料編 P 5 2 土砂災害警戒区域（地すべり）の避難体制及び避難場所一覧表〉

〈資料編 P 5 2 土砂災害警戒区域（急傾斜地）の避難体制及び避難場所一覧表〉

〈資料編 P 5 5 土砂災害警戒区域（土石流）の避難体制及び避難場所一覧表〉

## 第5 避難所におけるトイレ対策

### 1 仮設トイレの設置

- (1) 初動対応  
備蓄している簡易トイレ等を利用し、避難者の50人に1基の割合で設置を行う。
- (2) 後続対応  
最終的には、避難者の20人に1基の割合で設置するが、備蓄数で不足する場合には県及びレンタル業者等に支援を要請する。

### 2 要配慮者に対する配慮

- (1) 避難所に要配慮者用トイレが設置されていない、又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備する。
- (2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
- (3) 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

### 3 快適な利用の確保

- (1) 市は、被災者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤、ゴム手袋、デッキブラシ等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。また、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティア等が協力して定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- (4) 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座の積極的設置、プライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要

な物資を供給する。

- (5) 避難所以外の公共トイレの施設管理者は、被災状況を把握し、必要に応じ、トイレが使用できるよう対応するものとする。

## 第6 要配慮者への生活支援

### 1 要配慮者への日常生活の支援

市及び県は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク、ほ乳びん、おむつ等の生活必需品、医療品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

### 2 被災児童等への対策

市及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

### 3 外国人への対策

市及び県は、被災した外国人に対して、(公財)栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

## 第7 こころのケア対策

市は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

## 第8 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミー症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミー症候群等の予防方法を周知する。

### 1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

また、県は市に対し、助言等による支援を行う。

### 2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

## 第9 市における計画

市は、市民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項を定めておく。なお、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 高齢者等避難、避難指示の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) 要配慮者の避難支援の方法
- (8) その他必要事項

## 第10 帰宅困難者対策

### 1 避難所への誘導

駅の管理者は、大規模災害の発生により列車が長期間停止する場合及びJ R 東北新幹線等の緊急停止に備え、バス等による代替輸送等の計画を策定しておく。

また、本市の定める避難所へ誘導させることも想定しておくよう努める。

帰宅困難者の避難施設については、次のとおり避難所を指定する。

- ・ J R 東北新幹線の緊急停止による乗客の避難  
矢板市コミュニティホール  
片岡トレーニングセンター
- ・ J R 東北線矢板駅における乗客の避難  
矢板市武道館
- ・ J R 東北線片岡駅における乗客の避難  
片岡小学校体育館

### 2 避難所での対応

市は、帰宅困難者が帰宅可能になるまでの間、避難所及び食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第4の2に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

## 第11 市民の広域避難等

災害の規模又は避難所の状況により、市のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、市長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

## 第12 市外避難者の受入

### 1 初動対応

市は、大規模災害の発生等により市外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、市はこれに協力する。

#### (1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収

集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市と調整の上、県外避難者を収容する施設(以下「県外広域避難所」という)の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

市は、県からの要請に基づき、避難場所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

市は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理

ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

エ 県外広域避難所に関する情報提供

オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

ア 県営住宅、市営住宅

イ ホテル、旅館等

ウ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)

エ 雇用促進住宅その他国有施設

## 2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

県及び市は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と協力して、第4から第8に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県及び市は、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

### 第13 被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。



なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

#### **第14 災害救助法による実施基準**

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

##### **1 対象**

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

##### **2 内容**

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕を設営する。

##### **3 費用の限度**

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受け入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

##### **4 期間**

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 P122 災害救助法施行細則〉

## **第6の2節 広域一時滞在対策**

水害・台風、竜巻等風害・雪害により被災した市民の生命・身体を保護するため、被災した市民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、市町、県、防災関係機関は連携して広域一時滞りに係る措置を行う。

## 第1 制度概要

市は、その市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。

協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市は、県と協議を行い、被災住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

## 第2 県内市町における一時滞在

### 1 被災市町の実施事項

- (1) 被災した市町（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。
- (2) 被災市町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
  - ア 協議先市町からの通知の内容の公示
  - イ 内閣府令で定める者への通知
  - ウ 県への報告
- (3) 被災市町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
  - ア 協議先市町への通知
  - イ 内閣府令で定める者への通知
  - ウ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
  - エ 県への報告

### 2 協議先市町の実施事項

- (1) 被災市町から1の(1)の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
  - ア 自らも被災していること
  - イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
  - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
  - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 協議先市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 協議先市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。

- (4) 協議先市町は、被災市町から1の(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

### 第3 県外における一時滞在

#### 1 被災市町の実施事項

- (1) 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外広域一時滞在（以下「県外一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。  
このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- (2) 被災市町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。  
ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示  
イ 内閣府令で定める者への通知
- (3) 被災市町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。  
ア 県への報告  
イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示  
ウ 内閣府令で定める者への通知

#### 2 県の実施事項

- (1) 県（危機管理防災局、以下この項において同じ。）は、第4節第1の4に掲げる「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援統括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。
- (2) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (3) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

### 第4 他都道府県からの協議

#### 1 県の実施事項

- (1) 県（危機管理防災局、以下この項において同じ。）は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。
- (2) 県は、市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。
- (3) 県は、被災住民を受入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

## 2 協議先市町の実施事項

- (1) 県から1の(1)の協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
  - ア 自らも被災していること
  - イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
  - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
  - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 市町は、1の(3)の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

## 第5 広域一時滞在の協議等の代行

### 1 県による代行

市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認められる場合は、広域一時滞在のための県内市町との協議を県が市に代わって行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、県に代わって内閣総理大臣が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

### 2 内閣総理大臣による代行

県及び市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認められる場合は、広域一時滞在のための県内市町との協議を内閣総理大臣が被災市町に代わって行う。また、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると判断される場合には、他の都道府県に対する県外広域一時滞在に係る協議を内閣総理大臣が県に代わって行う。

## 第6 費用負担

### 1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

### 2 災害救助法適用時

- (1) 広域一時滞在実施時  
県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。
- (2) 県外一時滞在実施時  
被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

## 第7節 災害警備活動

市、自主防犯組織、自主防災組織及び行政区等は、警察が行う警備・社会秩序維持活動等に協力し、市民の生命、身体、財産を保護するための活動を行う。

### 第1 被災地、避難場所等の警戒警備への協力

市、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯、避難所内での混乱を防止するため、警察が行う被災地及びその周辺におけるパトロール、避難所等の定期的な巡回等に協力する。

### 第2 社会秩序の維持

市、自主防犯組織、自主防災組織及び行政区等は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の犯罪防止のため、被災者への知識の啓発を図る。

## 第8節 救急・救助活動

被災した者に対し、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、県、警察及び自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

### 第1 地域住民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

#### 1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

#### 2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

#### 3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

### 第2 市及び消防機関の活動

市及び消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

#### 1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員（水防団員）は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、

出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

## 2 救急活動の実施

- (1) 市は、直ちに救護所を開設し、傷病者の救護にあたり、救護所の場所、傷病者の状況等を県災害対策本部及び県北健康福祉センターに報告し、必要に応じ医療救護班等の派遣を要請する。
- (2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージ（治療優先度判定）を行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。
- (3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 第3 県消防防災ヘリコプター等の運用

市は大規模な災害が発生した場合、被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などでヘリコプターによる活動が有効と判断した場合、県に対して消防防災ヘリコプターの要請を行う。

### 1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

#### (1) 緊急運航の内容

##### ア 救急活動

- (ア) 被災地等からの救急患者の搬送
- (イ) 被災地等への医師、医療器材等の搬送

##### イ 救助活動

被災者の捜索、救助

##### ウ 災害応急対策活動

- (ア) 被災状況等の調査、情報収集活動
- (イ) 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送
- (ウ) 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

##### エ 火災防御活動

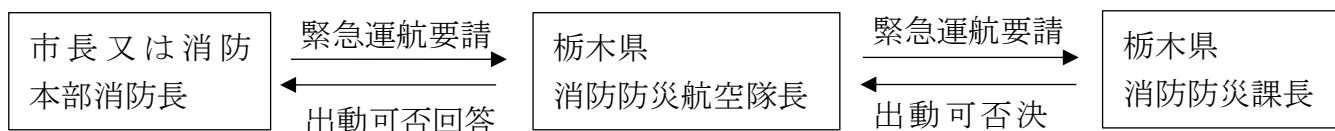
- (ア) 林野火災等における空中消火活動
- (イ) 被害状況調査、情報収集活動
- (ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送

##### オ その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

## 2 市等からの緊急運航の要請

市長又は消防本部消防長は、本市において災害等が発生した場合は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

### 〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



## 3 ヘリコプター活動体制

市は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。また、市は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

〈資料編 P 6 5 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

## 第4 消防相互応援等

### 1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

#### (1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

##### ア 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制

要請手続：受援側消防機関が、被災地の市町長及び知事に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

##### イ 第二次応援体制

上記アによってもなお消防力が不足する場合、一つの消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制

要請手続：①受援側消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

〈資料編 P 4 9 特殊災害消防相互応援協定書〉

〈資料編 P 7 0 栃木県広域消防応援等計画〉

#### (2) その他の協定

(1)によるほか、矢板市が個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

〈資料編 P 7 8 応援協定締結一覧〉

### 2 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

#### (1) 要請手続

ア 市は、緊急消防援助隊の応援を受けると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

(ア) 災害発生日時

(イ) 災害発生場所

- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊数
- (キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- (ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- (ケ) 指揮体制及び無線運用体制
- (コ) その他の情報(必要資材、装備等)

※(ク)～(コ)については決定次第報告を行う。

イ 市は、県に連絡が取れない場合、直接国(総務省消防庁)に応援要請を行うものとする。

## 第5 警察の活動

警察は、市等からの救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施するとともに、関係機関に協力して負傷者等の医療機関への搬送を実施する。

また、消防機関等の救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

## 第6 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

## 第7 各機関との連携

市は、災害応急対策活動にあたって、消防本部、警察、自衛隊との適切な連携のもと、迅速かつ適切に救出救助活動を実施する。

## 第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

### 1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

### 2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

### 3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、生きていることが明瞭であるようなとき
- (3) 災害の発生が継続しているとき

〈資料編 P 1 2 2 災害救助法施行細則〉



## 第9節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関は、緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

### 第1 市の実施体制

市は、災害の状況により塩谷郡市医師会に協力を求め医療救護班を編成し出動する。市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

### 第2 県の実施体制

県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、栃木県精神衛生協会に対して、DPATの派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。

医療救護活動の実施に当たり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力のもと、県庁内に保健医療調整本部を、被災地に医療圏域別保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部には、必要時、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、県医師会長の指揮の下、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。医療圏域別保健医療調整本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の保健・医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、医療チーム及び各種支援チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制の整備について協議決定し、その実施を推進する。なお、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

#### 1 県の組織する救護支援班の編成

県北健康福祉センターは、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成し、市の要請を受けて活動する。

県は多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害時の状況を判断し、DMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請する。

#### 2 災害拠点病院の救護班の編成

次の拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

#### 3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、県との協定に基づき、救護班を編成する。

#### 4 DMAT指定病院のDMAT

次のDMAT指定病院においては、1チーム以上のDMATを編成する。

※DMAT 「医師、看護師、業務調整員(医師、看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム Disaster Medical Assistance Team」

### 第3 救護所の設置

市は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所を充てる。

〈資料編 P 138 医療機関の収容能力一覧表〉

### 第4 医療施設の応急復旧

市は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

### 第5 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

#### 1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から14日以内

#### 2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費  
助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内

- (4) 期間  
分娩した日から7日以内  
〈資料編 P122 災害救助法施行細則〉

## 第10節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を确实、迅速に輸送するため、市、県、国、防災関係機関等は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

### 第1 実施体制

市は、被災者の輸送を行う。

市は、市での被災者輸送が困難と判断した場合は、県に支援を要請する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

### 第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

#### 1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国、県、市町村等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### 2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

#### 3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

### 第3 輸送手段の確保

#### 1 市の確保体制

- (1) 市は、市有車両を動員するものとするが、地域の現況に即した車両等の調達体制

を整備しておく。

(2) 市は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、次のものに対して応援を依頼し、確保を図るものとする。

ア 市内輸送業者

イ ア以外の一般個人・法人

ウ 官公署又は公的団体

- ・消防防災ヘリコプターを県に要請する。
- ・相互応援協定に基づき、笠間市に対して車両の派遣を要請する。
- ・鉄道事業者に協力を要請する。
- ・ブロック内市町村に協力を要請する。

エ 自衛隊

(3) 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あつせんを依頼する。

ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）

イ 車両等の種類、台数

ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間

エ 集結場所、日時

オ その他必要事項

## 2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

## 3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、当該地域の通常の実費とする。

## 4 緊急通行車両の確認

市は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受け、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

## 第4 輸送体制の確保

市及び県は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送体制を確保するとともに救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、物資集積所をあらかじめ確保しておく。

○広域災害対策活動拠点等（第2章第16節第1参照）

### 1 物資集積所の確保

救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、物資集積所を確保する。

### 2 緊急輸送路の確保

本市は、県と連携を図り、県において指定している緊急輸送道路について、災害時の緊急輸送路として確保に努める。なお緊急輸送路が使用不能となった場合は、指定道路に代わるべき市道、林道、農道を確保する。

### 3 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポート等を確保する。

<資料編 P 6 5 飛行場外・離着陸場一覧表>

<資料編 P 6 5 緊急離着陸場一覧表>

## 第5 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

### 1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費。

### 3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

## 第11節 食料、飲料水、生活必需品等の調達、供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

### 第1 基本方針

#### 1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者に対し、必要な物資を調達・供給する。市単独で対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

#### 2 季節への配慮

市は、被災者等の支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物質の調達に留意するものとする。

#### 3 要配慮者への配慮

市は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児・妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

### 第2 給食

#### 1 実施体制

市は、被災者、災害応急救助従事者等に対する給食を実施する。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

## 2 供給の対象

市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。  
なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

## 3 食料の調達、供給

市は食料の供給を実施するにあたり、市内に分散備蓄している食料及び市内外の小売業者との協定等により、食料を調達するものとする。

なお、供給が間に合わない場合は県に食料調達の要請をする。

- (1) 備蓄物資の放出  
県は、備蓄計画に基づき県内に分散備蓄している食料を放出する。
- (2) 主要食料の調達  
ア 主要食料として、アルファ米、乾パン、ソフトパンを備蓄する。  
イ 備蓄で不足する場合は、直ちに応急食料の供給を知事に要請する。
- (3) 副食の調達  
原則として、関係業者から調達し、主食とともに供給する。
- (4) 要配慮者への配慮  
市は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合には、市の対策を支援する。

## 4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

- (1) 対象  
次のいずれかに該当する者に対して行う。  
ア 避難所に避難している者  
イ 住家に被害を受け現に炊事のできない者  
ウ 災害により現に炊事のできない者
- (2) 内容  
食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。  
ア 食料の確保  
食料の確保については上記3に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木支局地方参事官等管下の担当課長に対し、直接災害救助用米穀の引き渡しを要請することができる。

〈資料編 P136 「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づく協定書〉

- イ 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

### (3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。）。

ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）

ウ 燃料費（品目、数量について制限はない）

エ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

### (4) 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

## 第3 給水

### 1 供給の対象

市は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

### 2 飲料水の確保対策

(1) 市は、飲料水の確保を行うとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

(2) 市は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努める。

(3) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。

(4) 市は、災害の発生に備え、災害用浄水機の整備に努める。

(5) 市は、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

<資料編 P 4 8 上水道施設一覧表>

<資料編 P 1 3 7 市内プール設置状況一覧表>

<資料編 P 1 4 1 学校等一覧>

<資料編 P 4 8 給水用機械保有状況>

<資料編 P 4 8 補給水源施設一覧表>

### 3 給水活動

(1) 市は、水道施設が破壊した場合は、給水班を組織して給水活動を行い、水道事業者と共に水道施設の応急復旧活動を実施する。

ア 水源施設が破壊した場合

- (ア) 他の水源より配水区域を変えて給水する。
- イ 一部区域の配水管が破壊した場合
  - (ア) 他の配水管より給水する。
  - (イ) 消火栓から給水する。
  - (ウ) 備蓄用水を使用する。
  - (エ) 容器により給水・取水する。
  - (オ) 給水車等により搬送給水する。
- (2) 市の給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて県、他市町村に対して応援要請を行う。
- (3) 市は、県と連携し被災市町村から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。

#### 4 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

#### 5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

- (1) 対象  
災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (2) 費用の限度  
水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。
- (3) 期間  
災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

### 第4 生活必需品等の供給

#### 1 供給の対象

市は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

#### 2 生活必需品等の確保

市は、市の物資供給協定先に対して、生活必需品の供給を依頼する。

県は、市において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供又は、県の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、物資を供給する。

#### 3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

- (1) 対象  
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被



服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (イ) 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- (ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- (エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (オ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- (キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- (ク) 要配慮者（高齢者・障がい者・難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

イ 支給方法

物資の確保は原則として県が行う。市までの物資の輸送については、本章第10節により行うものとする。被災者への支給は、主として市が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

<資料編 P136 費用の限度額>

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

<資料編 P122 災害救助法施行細則>

## 第12節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の営農林水産体制の再開を目指す。

### 第1 農作物・林産物・水産物等の応急対策

#### 1 農林産被害防止対策

- (1) 市は、水害・台風、竜巻等風害、雪害等による農林産被害を防止するため、必要に応じ状況を把握し、関係機関と連携しながら対策を講じる。
- (2) 市は、宇都宮地方气象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときは、関係機関と連携して、農家に対する指導の徹底を図る。

#### 2 家畜伝染性疾病予防体制

市は、県と連携して、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

市は、被災地における予防対策を行う。

ア 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

ウ その他必要な指示の実施

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第14節第3に準じて行う。

## 第2 農地・農業用施設等の応急対策

### 1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、市、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市（消防機関を含む）、警察に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

### 2 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については塩谷南那須農業振興事務所、林業用施設については矢板森林管理事務所）に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市、県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 市及び県は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

ウ 復旧対策の実施

県は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、速やかに災害復旧を図る。

### 3 農林水産業共同利用施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

#### (1) 施設の点検・監視等

##### ア 施設の点検、監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

##### イ 関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、市、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

#### (2) 災害応急復旧対策

農林水産業共同利用施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

##### ア 被害状況の把握、報告

施設管理者は、農林業共同利用施設の被害状況を把握し、所管農業振興事務所及び森林事務所等に報告する。

##### イ 復旧対策の実施

県は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、速やかに災害復旧を図る。

## 第13節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）の的確な実施を図る。

### 第1 保健衛生対策

#### 1 感染症対策

##### (1) 実施体制

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

##### (2) 実施方法

市は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、被災者の健康管理を担当する医療救護班、消毒・衛生監視、ねずみ族・害虫の駆除等を行う環境対策班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

市だけでは対応が困難である場合、県に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

#### 2 食品衛生監視

市は、災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題について、県、関係団体と連携して、被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

### 3 栄養指導対策

#### (1) 実施体制

市は食料の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。なお、市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合には、市の対策を支援する。

#### (2) 実施方法

##### ア 県が実施する対策

(ア) 栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて県北健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化をはかる。

(イ) 災害対策本部及び被災地を所管する県北健康福祉センターからの要請に応じて、部内及び災害対策本部と協議の上、必要と認められた場合には、被災地外の広域健康福祉センターなどに対して人材等の派遣要請を行う。

(ウ) 人材及び特別用途食品（低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食など乳幼児・高齢者・食物アレルギー等に配慮した食品）などの調達のため、必要に応じて関係機関へ支援要請を行う。

##### イ 被災地を所管する県北健康福祉センターが実施する対策

##### (ア) 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

##### (イ) 被災者の栄養指導

被災地を所管する県北健康福祉センターは、市町と連携して被災者の栄養指導を行う。

##### (ウ) 栄養指導班の編成

被災地を所管する県北健康福祉センター所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、所内に栄養指導班を編成する。

##### (エ) 食事提供(炊出し等)の栄養管理指導

設置された炊出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、助言等を行う。

##### (オ) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

##### (カ) 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行う。

##### (キ) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、飲食の早期平常化を支援する。

## 第2 遺体取扱対策

### 1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として市が警察、消防機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等の搜索は、警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して行う。

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

## 2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 市が実施する対策

(ア) 塩谷郡市医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

(イ) 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行なわれない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。

また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

(ウ) 搜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うことができない場合に行うものであること。

## イ 内容

(ア) 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

## ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

(ア) 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。

b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

## エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### 3 遺体の埋葬等

#### (1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の応急的な埋葬を行う。

市で対応が困難な場合、県に広域的な火葬が行なわれるよう調整を要請する。

#### (2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

エ 遺体を土中に葬る場合は、市営墓地の中に所要の地積を確保する。市営墓地に地積の確保が困難な場合は、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

#### (3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

##### ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

##### イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

##### ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

(ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は栃木県負担）する。

(イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(ア)に準じて実施する。

<資料編 P122 災害救助法施行細則>

### 第3 動物取扱対策

#### 1 動物保護管理対策

##### (1) 実施体制

市は、県、獣医師会等関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

##### (2) 市が実施する対策

ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

#### 2 死亡獣畜の処理

##### (1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として市が行う。ただし、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合には、県が市と協力して適切な処置を実施する。

##### (2) 市が実施する対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

(ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

(イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

### (3) 処理方法

#### ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

#### イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

ウ 家畜伝染病の恐れがある場合には、県の定めによる。

## 第14節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

### 第1 住居内障害物の除去

#### 1 家屋等の障害物の除去

市は、市民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアに協力を求める。

#### 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

##### (1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

##### (2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

##### (3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。

##### (4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

<資料編 P122 災害救助法施行細則>

### 第2 河川の障害物の除去

#### 1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。



## 2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

## 第3 道路の障害物の除去

### 1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は業者委託等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

### 2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

## 第4 放置車両等の移動

道路管理者は、道路上に放置車両等が発生した場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。

この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は自ら車両等の移動等を行う。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、他人の土地を一時使用等することとする。

### 1 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区間内を包括的に指定する。

### 2 県公安委員会との連携

#### (1) 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ公安委員会及び警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知することができないときは、事後に通知する。

#### (2) 県公安委員会からの要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請することができる。

### 3 国及び県からの指示

国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市に対し必要な措置をとるよう指示することができる。

## 第5 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

## 第6 除雪活動

### 1 家屋等の除雪活動

市は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。

### 2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

## 第15節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物を適正に処理する。

### 第1 ごみ処理

#### 1 実施体制

市は、災害により発生した廃棄物の処理を実施する。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理するものとするが、特に甚大な被害を受けた場合は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「相互応援協定等」という。）に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

また、国が改訂した「災害廃棄物対策指針」等に基づき、災害廃棄物処理計画の策定を行う。

#### 2 排出量の推計

市は、災害により発生するごみについて、平常時における処理計画を勘案して排出量を推計し、その対策を策定する。

#### 3 収集運搬

- (1) 市は、必要により労働者を臨時雇用し、又は他市町村に人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
- (2) 災害時に大量に排出される粗大ごみ等については、一時期に処理施設への大量搬入された場合は、その処理が困難となるおそれがあるので、市は、必要により環境保全に支障のない場所を確保し暫定的に積置きするなどの方策を講じる。
- (3) 災害により発生したごみは、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市が収集処理を行う。
- (4) 市は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

#### 4 ごみ処理の留意事項

市は、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

- (1) 可燃物
  - ア 焼却施設に輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。
  - イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。
  - ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。
- (2) 不燃物
  - ア 金属等の資源物は分別して再生利用する。
  - イ その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

## 5 避難所の廃棄物対策

市は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

## 6 近隣市町、関係団体との協力体制の整備

市は、相互応援協定等に基づき、近隣市町、関係団体と協力して災害廃棄物等の処理を行う。

## 第2 がれき処理

### 1 実施体制

市は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理処分方法を確立するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。市は、廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、相互応援協定に基づき県に応援を要請するものとする。

また、本市のみで対処できない場合は、県が、近隣市町、関係団体又は他都道府県に応援を求める等広域的な連絡調整を行う。

### 2 排出量の推計

市は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきについて、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からの排出量を推計し、その対策を策定する。

### 3 がれき処理の留意事項

- (1) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (2) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。  
なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省）による。
- (3) がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。

〈資料編 P 1 3 9 ごみ収集運搬車両所有状況一覧表〉

〈資料編 P 1 3 9 ごみ焼却施設一覧表〉

〈資料編 P 1 3 9 粗大ごみ処理施設一覧表〉

〈資料編 P 1 3 9 資源化等を行う施設一覧表〉

## 第3 し尿処理

### 1 実施体制

市は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可

能になった日から可能な限り早急に収集処理する。

その実施体制については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合は、相互応援協定に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

## 2 排出量の推計

市は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。

## 3 収集運搬

- (1) 市は、相互応援協定に基づき県に応援を要請し、収集運搬体制を確立する。
- (2) 市は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

## 4 し尿処理の留意事項

市は、収集運搬したし尿を原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

〈資料編 P 1 3 9 し尿処理施設一覧表〉

## 第4 廃棄物処理の特例

### 1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域にのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。市及び県は、同節第1、第2、第3により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、市に対し必要な情報の提供を行う。

### 2 留意事項

市及び県は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## 第16節 文教施設等応急対策

災害時の幼児・児童・生徒の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、市及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

## 第1 応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

児童・生徒・教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。

災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は市教育委員会に報告する。

当該教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童・生徒等の安全確保に努める。

## 第2 応急時の教育の実施

### 1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会及び県教育委員会は教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を講じる。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

### 2 教職員の確保

市教育委員会及び県教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を、適宜被害を受けた学校に応援させ教育の正常化に努める。
- (2) 被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、市教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。
- (3) 県教育委員会及び市教育委員会は、災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

## 第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の施設の管理者は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

## 第4 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を、栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

### 1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生（中等教育学校の前期課程の生徒を含む、以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう、以下同じ。）に対して行う。

### 2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

### 3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

#### (1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、市教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

#### (2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

### 4 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

〈資料編 P122 災害救助法施行細則〉

## 第5 文化財の保護

### 1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

### 2 災害状況の調査、復旧対策

災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する。

## 第6 文化施設における応急対策

施設の被災によ収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

## 第7 社会教育施設における応急対策

### 1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し市教育委員会又は県教育委員会に報告する。

## 第17節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、市は関係機関と連携し、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

### 第1 実施体制

#### 1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

また、県は関係団体、市と協力し、民間賃貸住宅に関する情報を被災者に提供する。

#### 2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、必要数に不足する場合は応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げるにより供給するものとする。

### 第2 公営住宅等の一時供給

#### 1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

## 2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合、市は、県に県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを要請する。

## 第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。  
なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

### 1 対象

本節第2に掲げる対象に同じ。

### 2 建設による応急仮設住宅の供給

- (1) 設置予定場所  
市において決定するものとする。なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。
- (2) 住宅の規模及び構造  
1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。
- (3) 実施方法  
県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常(緊急)災害対策本部に協力を要請する。  
〈資料編 P142 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書〉

### 3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

### 4 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

### 5 期間

- (1) 建設期間  
応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。
- (2) 供与期間  
応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

## 第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用され、同法30条により県がその事務を市に委任した場合の被災住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

### 1 対象



災害のため住家が半壊又は半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

## 2 実施方法

市は、業者活用等により修理を実施する。

## 3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

## 4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 P122 災害救助法施行細則〉

## 第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

### 1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

### 2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき、空き家情報及び物件を市と連携し被災者に提供する。

## 第18節 労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

### 第1 労務供給計画

#### 1 要員の確保

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

#### 2 要員の確保が困難な場合の対応

- (1) 市は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。
  - ア 相互応援協定等に基づく他の市町村に対する応援要請
  - イ 県への要員確保依頼
  - ウ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求
- (2) 市及び県は、不足する要員を確保するほか、職員の負担を軽減するため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。なお、県の各部局等で制度化している退職職員の活用について極力利用するようにする。

## 第2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

県、市の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市又は県が行う。

### 1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市又は県が雇用する者

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分
- (8) 炊出しその他による食品の給与

### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

### 3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については1日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

## 第19節 公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等市民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

### 第1 輸送関係施設の対策

#### 1 道路施設

##### (1) 被害情報の収集

市及び県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

##### (2) 被害情報の伝達

ア 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 市は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

##### (3) 応急措置

ア 緊急の措置

市は、巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

#### イ 交通規制

市は、交通の危険が生じると認められる場合は、警察等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

#### ウ 交通の確保

市は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

#### エ 二次災害の防止

市は、災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

#### オ 道路情報の提供

市は、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

## 2 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

### (1) 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

### (2) 応急措置

鉄道事業者は、被害の状況に応じ仮復旧を行い、食糧その他非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに確保するよう努める。このため、外注工事その他の方法により、路線、建造物、電気等の復旧に努める。また、復旧状況、列車の運行状況について、関係機関に連絡するものとする。

## 第2 ライフライン関係施設の対策

### 1 上水道施設

#### (1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

#### (2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

#### ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により矢板市管工事組合、更には、栃木県管工事業協同組合連合会

へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

#### イ 送配水管等の復旧手順

##### (ア) 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

##### (イ) 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓において、臨時給水栓を設置する。なお、臨時給水栓を設置の際は、矢板消防署に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

#### ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

#### エ 通水作業

応急措置後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次主要配水管から行う。

### (3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

### (4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

<資料編 P 4 8 上水道施設一覧>

## 2 下水道施設

### (1) 被害情報の収集、伝達

市は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

### (2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、市は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きよ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

(ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討

(イ) 復旧資材、作業員の確保

(ウ) 技術者の確保

(エ) 復旧財源の措置

### 3 電力施設

(1) 東京電力パワーグリッド㈱は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

#### ア 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド㈱は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

#### イ 応急措置

##### (ア) 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド㈱は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

##### (イ) 電力の融通

東京電力パワーグリッド㈱は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需要に不均衡が生じた場合は、各電力会社からの電力の融通を行う。

##### (ウ) 危険予防措置

県、県警察、市、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド㈱に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講ずるものとする。

##### (エ) 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド㈱は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

##### (オ) 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド㈱は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

##### a 発電施設

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

##### b 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

##### c 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

##### d 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

##### e 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

##### (カ) 広報

東京電力パワーグリッド㈱は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地区へ周知する。

- (2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、(1)に準ずる。

### 第3 河川管理施設等の対策

市及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

#### 1 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

##### (1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに矢板土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ア 消防団（水防団）が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

##### (2) 出動及び水防作業

###### ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防団（水防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

(ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

###### イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

###### ウ 消防機関

###### (ア) 待機

消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

###### (イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

a 消防団（水防団）の団長及び部長は所定の詰所に集合する。

b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

#### 2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

### 3 河川管理施設決壊後の処理

市は、県とともにできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

## 第20節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

また、危険物施設の所有者等は、危険物災害を最小限に止め、施設の従事者及び地域住民の安全を確保するため、適切な措置を講じる。

### 第1 災害の拡大防止活動

- 1 事業者は、危険物施設等が被災した場合に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- 2 市、県及び消防本部は、危険物施設等が被災した場合に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

### 第2 危険物等の大量流出に対する応急措置

市は、県、警察及び消防本部等と連携して危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講じ、継続的な監視を行う。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

### 第3 避難対策

危険物施設等が被災した場合、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、本編第3章第6節に準じる。

### 第4 石油類等

石油類等危険物災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

#### 1 事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合は、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自主防災組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害の発生時には、災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。また、危険物の流出防止のため、土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等に努める。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火などを行う。また、漏洩対策として、液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

## 2 市、消防機関の対策

- (1) 市は、被害の状況により警察等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

## 第5 火薬類

火薬類災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 1 事業所等の対策

- (1) 火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の市民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

## 2 市の対策

市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

## 第6 LPガス・高圧ガス

ガス災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

- (1) 速やかな応急措置の実施
  - ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。
  - イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。
- (2) 応援、協力
  - ア 販売事業者等は、応援措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。
  - イ LPガス協会各支部内での対応が困難な場合は、エルピーガス協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。
  - ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。
  - エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、消防本部、警察等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。



## 2 市、消防機関の対策

- (1) 市は、被害の状況により警察等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。
- (3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

## 第7 毒物・劇物

毒物・劇物災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 1 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、県、消防本部、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処置等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

### 2 市の対策

市は、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

## 第21節 広報活動

災害時に、市民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

### 第1 広報活動内容

#### 1 広報の内容

市及び消防本部は、県及び防災関係機関等と連携し、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項

- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 市民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

## 2 広報の方法

市及び防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を実施する。

## 第2 市の広報活動

### 1 災害時の広報体制

市は、次により災害時の広報活動を実施する。

- (1) 災害情報等の提供窓口の一元化  
災害情報等を市民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報提供窓口の一元化を図る。

- (2) 広報活動

市は、各種広報活動を実施するほか、災害対策本部が行う記者発表に関する諸調整を行う。

ア 各種広報媒体を活用した、市民への災害情報や生活情報の提供

イ 情報センターの設置・運営、市民からの電話等による問い合わせ・要望・相談等への対応

ウ 災害対策本部が行う報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整

- (3) 相互連絡体制の確立

効率的な広報活動を期するため、市は、県、その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図る。

### 2 災害情報等の提供体制

- (1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

ア 災害情報や本市の対策等を、その都度速やかに報道機関に提供する。

イ 一元的な情報の提供

災害情報の発表に当たっては、情報等の混乱を避けるため、本部広報班が一元的に窓口となり、災害対策本部が報道機関に対して発表する。

〈資料編 P 1 2 1 関係報道機関一覧表〉

### 3 市民に対する災害情報等の提供

- (1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

市は、収集した災害情報や市の応急対策等について、その都度速やかに「記者クラブ」に発表し、報道機関に提供する。

なお、記者クラブ非加盟の報道機関（他県の地方紙等報道機関、外国報道機関、雑誌社等）に対しても、同様の災害情報等を提供する。

- (2) ワンストップ相談窓口の開設

ア 市は、必要に応じ、本部広報班に「ワンストップ相談窓口」を設置し、対策本部からの各種情報に基づき、市民からの問い合わせ・相談等に 対応する。

イ 「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、パソコン通信等の設備を確保するとともに、職員を配置する。

### (3) 要配慮者等への配慮

ア 市は、災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 市は、視聴覚障がい者等、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対する情報支援にあたっては、障がいの程度（全盲、弱視、聞こえの状態等）に応じた提供方法（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器等）による情報支援に努める。

ウ 市は、一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう情報伝達を工夫する。

### (4) 各種広報手段の活用

市は、市民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

ア 被災地や避難場所等へ市有車両（市広報車・消防自動車等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施する。

イ 市防災行政無線による情報提供

ウ 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

エ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、視聴覚障がい者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付

オ 各種情報の新聞広告掲載

カ ホームページやメール等の情報通信技術を活用した情報提供

キ ボランティアの支援を得て、情報の収集や広報活動を実施

ク 消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等による広報活動

## 4 報道要請

大規模災害が発生した場合には、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、県に報道要請を依頼する。

- (1) 警報の発令・伝達、避難の指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の避難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急に対策に関すること

## 5 記録写真の収集並びに記録集の作成

- (1) 災害に関する写真や映像等を整理・保管するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等を撮影したときは、その内容を速やかに広報班に連絡するとともに広報班は資料の収集に努める。
- (2) 必要に応じ「災害写真集」、「記録ビデオ」等を作成するものとする。

### 第3 市民に対する広報活動

市は、住民生活の混乱を防止するため、県の広報計画に準じて計画を策定し、関係機関と連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する嚴重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、市防災行政無線等の個別伝達システムや消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民に対して、災害情報を迅速に伝達する。

### 第4 その他の関係機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、市町、その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

## 第2 2 節 自発的支援の受入

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

### 第1 ボランティアの受入・活動支援

#### 1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

#### 2 ボランティア活動の支援調整

##### (1) 体制の整備

市及び市社会福祉協議会は、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整に当たっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

##### (2) 市及び市社会福祉協議会等の活動

市は、地域防災計画に基づき、市社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを災害発生後速やかに設置して、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど、市民やボランティアへの周知を図る。

## 第2 義援物資・義援金の受入・配分

### 1 義援物資の受入

#### (1) 義援物資の受入

市は、義援物資に関する対応方針について、ホームページの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

#### (2) 義援物資の管理

市及び県は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

#### (3) 義援物資の需給調整と情報発信

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

### 2 義援金の受入・配分計画

#### (1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

《義援金配分委員会委員名》

矢板市社会福祉協議会事務局長

矢板市商工会長

塩野谷農業協同組合矢板地区営農生活センター長

たかはら森林組合代表理事組合長

下野新聞社矢板支局長

矢板市消防団長

矢板市区長会長

矢板市議会議長

矢板市副市長

#### (2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

#### (3) 義援金の配分

義援金の配分は、半壊(半焼)以上の被災者を対象とし、次の基準に被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

配分委員会の決定額により、被災者に義援金を配分する。

配分方法は、口座振込みを原則とする。

全壊（全焼）、流失世帯	1
半焼（半壊）世帯	1 / 2
死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	1

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

## 第23節 孤立集落応急対策

県及び市は、災害に起因する土砂災害や大雪等による道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

### 第1 孤立実態の把握

市及び県は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査に基づき、各地域と連絡を取り、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡が取れない場合は、必要に応じて職員を現地に派遣する。

孤立集落内の行政区長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

### 第2 救出・救助活動の実施

市及び県は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

### 第3 通信体制の確保

市及び県は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

### 第4 食料等生活必需物資の輸送

市及び県は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプター等による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

### 第5 道路の応急復旧

市及び県は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

# 第4章 災害復旧・復興

## 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

### 第1 基本的方向の決定

#### 1 実施体制

市及び県は、被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

#### 2 住民との協働

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行うものとする。

#### 3 国等職員の派遣要請

市及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

### 第2 迅速な原状復旧

市、県及びその他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

### 第3 計画的復興の推進

#### 1 復興推進本部の設置

市及び県は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本

部を設置し、国を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

## 2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、県は国の復興基本方針に則して県復興基本方針を、市にあっては、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

(1) 県の定める復興基本方針については、以下の事項を定める。

- ア 特定大規模災害からの復興の日標に関する事項
- イ 特定大規模災害からの復興のために県が実施すべき施策に関する方針
- ウ 県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

(2) 市の定める復興計画は、県の復興基本方針に則して、以下の事項を定めるものとする。

- ア 復興計画の区域
- イ 復興計画の目標
- ウ 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- オ 復興整備事業と一体になってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- カ 復興計画の期間
- キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

## 3 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じて、市及び県は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、両者は、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努めるものとする。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じて、概ね次のような事項を基本的な日標とすること。

- (ア) 河川の治水安全度の向上
- (イ) 土砂災害に対する安全性の確保
- (ウ) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の



- 骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- (エ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
  - (オ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化
  - (カ) 耐震性貯水槽の設置
- ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。
- エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うこと。

## 第2節 民生の安定化対策

災害により被害を受けた市民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

### 第1 被災者のための相談、支援

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて県及び防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。

また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

さらに、必要に応じて、県との連携で、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

### 第2 リ災証明書の発行

市は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。

また、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3 租税の減免等の措置

市は、災害の状況に応じて地方税法、条例に基づき、市税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

#### 1 期限の延長（県税条例第13条・矢板市税条例第18条の2）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納税ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

##### (1) 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日（災害のやんだ日から2月以内）を指定して、市が画一的に期限を延長する。

#### 2 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により市税を一時に納税することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

### 3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除等を行う。

## 第4 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県は市長に対し基準の範囲で、次の助成を行う。

<資料編 P154 栃木県農漁業災害対策等特別措置条例による農作物等災害助成>

## 第5 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援基金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

### 1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 市内において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (6) (3)または(4)に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

### 2 支給対象世帯

支給対象は次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### 3 支給金額

下表に示す区分により支給される。

（単位：万円）

	世帯 人員	合 計 支 給 限度額	基 礎 支 援 金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購 入	補 修	賃 借
全壊・解体・長 期避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50

※世帯の所得額及び世帯主の年齢による支給制限はない。

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

#### 4 支給手続

被災者は、支給申請を市に行い、市は申請書等の確認を行い、とりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である(公財)都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

##### 【支援金支給事務手続】

〈資料編 P 1 5 8 被災者生活再建支援制度の支援金支給事務手続〉

### 第6 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、本県では支援法の要件を満たさなかったため、支援法が適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）を平成25年4月に創設した。なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

#### 1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって、被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害。

#### 2 支給対象世帯

本節第5の2と同じ

#### 3 支援金額

本節第5の3と同じ

#### 4 支給手続

被災者は、支給申請を市に行い、金額を支給する。

なお、支援金支給に要した市の費用については、市は申請書等の確認を行い、支援(公財)栃木県市町村振興協会から市に交付される。

##### 【支援金支給事務手続】

〈資料編 P 1 5 8 栃木県被災者生活再建支援制度の支援金支給事務手続〉

## 第7 融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。市は、これらの制度を被災した市民に対し周知に努める。

〈資料編 P 1 4 4 栃木県の主な金融支援制度〉

## 第8 被災者への制度の周知

県、市及び関係機関は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報紙、チラシ
- (3) 防災行政無線、ラジオ放送
- (4) 市及び関係機関等のホームページ
- (5) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（市公式X（旧ツイッター）、LINE等）

# 第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、市は県と連携して被害状況を的確に調査・把握し、早期に復旧事業を実施する。

## 第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

〈資料編 P 1 5 3 災害復旧事業の種類〉

## 第2 災害復旧事業実施方針

### 1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

### 2 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

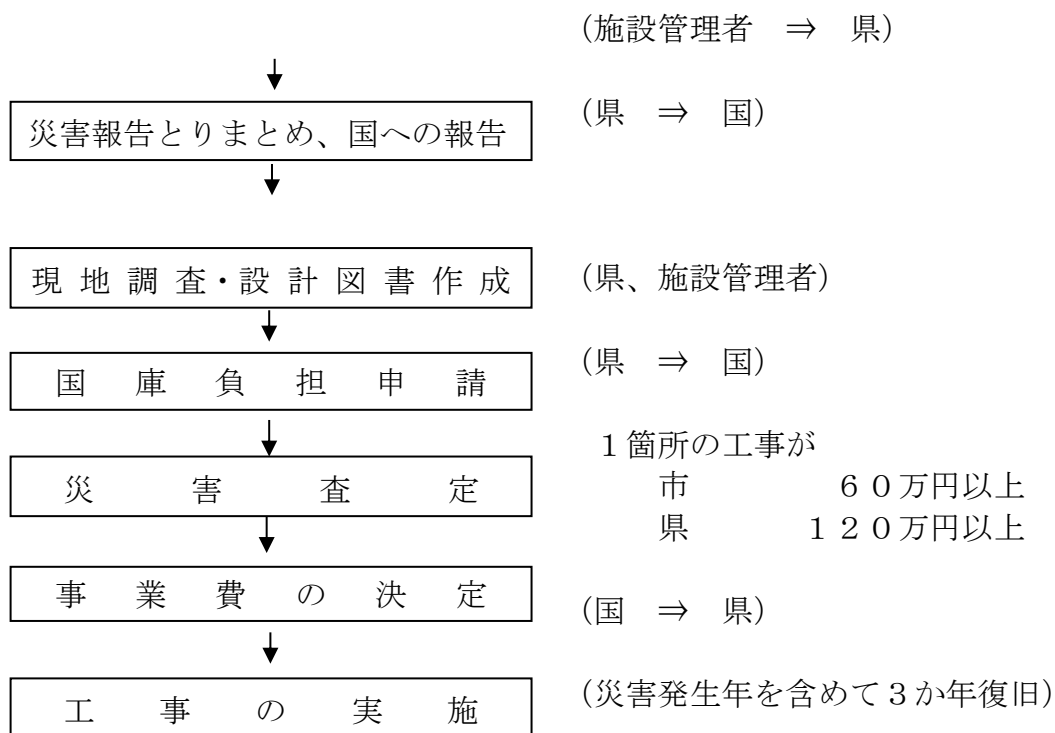
### 3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

## 第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。

〈公共土木施設災害復旧事業事務手続き〉



## 第4 激甚災害の指定に関する計画

### 1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

### 2 激甚災害に関する調査

#### (1) 県

ア 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害（本激）、局地激甚災害（局激）の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。

イ 関係各部は、激甚災害法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

#### (2) 市

市は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

### 3 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けべきと判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

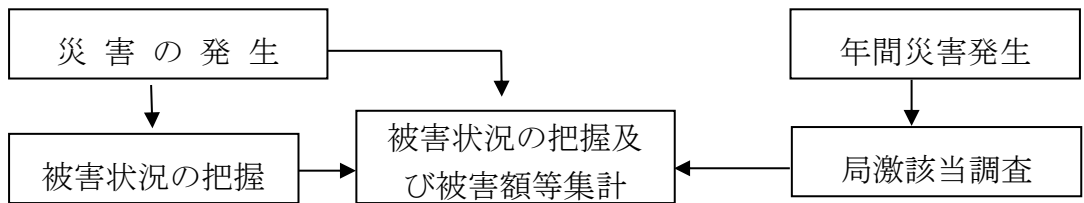
### 4 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

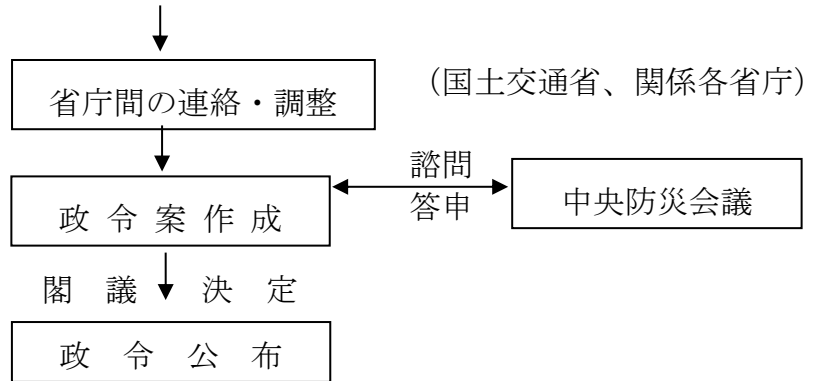
#### (1) 激甚災害指定手順

〈激甚災害〉

〈局地激甚災害〉



(国の関係各省庁)



(注) 局地激甚災害は、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年(1～2月頃)手続きを行う。

(2) 適用措置と指定基準

〈資料編 P155 災害適用措置と指定基準〉